

令和7年12月定例教育委員会次第

日時：令和7年12月23日（火）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所2階202会議室

1. 開会

2. 教育長報告

(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第33号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について 教育部

第34号議案 令和8年度全国学力・学習状況調査への対応について 学校教育課

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|---------------------------------|-------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) 1月・2月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) 令和7年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) 令和7年11月定例議会について | 教育部 | No.4 |
| (5) いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.5 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第33号議案

教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

令和7年度（令和6年度分）教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について別紙のとおり定めるものとする。

令和7年12月23日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるからである。

令和 7 年度（令和 6 年度分）

教育委員会の事務の管理及び
執行の状況の点検・評価報告書

令和 7 年 1 2 月

犬山市教育委員会

目 次

I 点検及び評価の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
II 点検及び評価の方法 ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
III 教育委員会の活動 ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
(1) 教育委員会の会議開催状況	
(2) 教育委員の主な活動状況	
IV 点検・評価（事業別） ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
(1) 対象期間	
(2) 対象範囲	
(3) 事務事業評価シート：評価の見方	
(4) 学校教育課主要事業の事務事業評価シート ······ ······	8
(5) 文化推進課主要事業の事務事業評価シート ······ ······	26
(6) スポーツ交流課主要事業の事務事業評価シート ······ ······	28
(7) 歴史まちづくり課主要事業の事務事業評価シート ······ ······	30
V 有識者からの意見 ······ ······ ······ ······ ······ ······	44
VI おわりに ······ ······ ······ ······ ······ ······	46

I 点検及び評価の概要

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図って点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。

本市の教育委員会においても、教育委員会の会議や教育委員会委員（以下「委員」という。）の活動を始め、第6次総合計画の基本施策に基づき、教育委員会所管課（学校教育課、文化推進課、スポーツ交流課、歴史まちづくり課）が令和6年度に実施した事務事業について点検及び評価を実施し、「令和7年度（令和6年度分）教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書」としてとりまとめました。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 (略)

4 (略)

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検及び評価の方法

第6次犬山市総合計画に掲げる「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」の実現に向けて推進する基本施策に基づき、主要な事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会の事務局及びその他の教育機関等が、事務事業点検評価シートにより、点検及び評価を行いました。

事務点検評価では、教育委員会の事務局、その他の教育機関等が行った点検及び評価の結果について、学識経験者（事務点検評価委員）から意見を聞きました。

○ 学識経験者

笠井 尚 名城大学教授

野村 秀夫 元江南市立古知野南小学校校長

○ 事務点検評価

事務事業点検評価シートについて

III 教育委員会の活動

(1) 教育委員会の会議開催状況

開催回数 13回（定例会12回、臨時会1回）

(2) 教育委員の主な活動状況

月 日	活 動 内 容
4月15日	4月定例教育委員会会議（市役所）
4月16日	丹葉地方教育事務協議会（大口町健康文化センター）
5月17日	丹葉地方教育事務協議会（市民交流センターフロイデ）
5月20日	5月定例教育委員会会議（市役所）
5月23日	学校訪問（池野小学校）
5月27日	学校訪問（栗栖小学校）
5月30日	学校訪問（羽黒小学校）
6月 3日	学校訪問（東小学校）
6月17日	学校訪問（犬山西小学校）
6月25日	6月定例教育委員会会議（市役所）
6月27日	学校訪問（今井小学校）
7月 3日	愛知県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会（刈谷市）
7月 9日	丹葉地方教育事務協議会（すいとぴあ江南）
7月17日	7月定例教育委員会会議（市役所）

7月 25日	令和6年度第1回犬山市総合教育会議（市役所）
7月 25日	7月臨時教育委員会会議（市役所）
7月 26日	令和6年度第1回犬山市史編さん委員会（市役所）
8月 19日	8月定例教育委員会会議（市役所）
9月 24日	9月定例教育委員会会議（市役所）
9月 26日	学校訪問（楽田小学校）
9月 30日	学校訪問（城東中学校）
10月 3日	学校訪問（犬山中学校）
10月 7日	学校訪問（城東小学校）
10月 17日	学校訪問（東部中学校）
10月 21日	学校訪問（犬山北小学校）
10月 23日	丹葉地方教育事務協議会（扶桑町図書館）
10月 24日	10月定例教育委員会会議（市役所）
10月 28日	学校訪問（犬山南小学校）
11月 7日	丹葉地方教育事務協議会研究委嘱校発表会（岩倉市立五条川小学校）
11月 11日	学校訪問（南部中学校）
11月 11日	令和6年度第2回犬山市史編さん委員会（市役所）
11月 14日	丹葉地方教育事務協議会研究委嘱校発表会（扶桑町立扶桑中学校）
11月 26日	11月定例教育委員会会議（市役所）
12月 4日	令和6年度第2回犬山市総合教育会議（市役所）
12月 24日	12月定例教育委員会会議（市役所）
1月 15日	丹葉地方教育事務協議会（アデリア総合体育文化センター：岩倉市）
1月 21日	1月定例教育委員会会議（市役所）
2月 17日	2月定例教育委員会会議（市役所）
3月 7日	中学校卒業式
3月 7日	文化の薫り高いまちづくり事業審査会（南部公民館）
3月 14日	丹葉地方教育事務協議会（大口町健康文化センター）
3月 17日	3月定例教育委員会会議（市役所）
3月 19日	小学校卒業式
3月 24日	令和6年度第3回犬山市史編さん委員会（市役所）
3月 28日	岡部育英・相馬育英事業理事会（市役所）

IV 点検・評価（事業別）

（1）対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（2）対象範囲

令和6年度の方針に基づいて実施した犬山市教育委員会の所管する事務事業のうち、犬山市の令和6年度決算に係る主要施策の成果報告書から次のように主要事業を選定した。

【令和6年度 主要施策事業一覧】

課名	施策事業名	個別事業名	決算額（千円）	ページ
学校教育課	教育研究	教育研究	7, 108	8
	私立学校等助成	私立学校等助成	4, 245	10
	小学校一般管理	小学校給食	410, 924	12
	小学校施設営繕	小学校施設営繕	253, 916	14
	小学校教育振興	小学校教材等整備	50, 453	16
	犬山南小学校整備	犬山南小学校整備	618, 761	18
	中学校一般管理	中学校給食	234, 508	20
	中学校施設営繕	中学校施設営繕	142, 651	22
	城東中学校整備	城東中学校整備	6, 100	24
文化推進課	市民文化会館管理運営	市民文化会館利活用	9, 069	26
		市民文化会館営繕	13, 294	
スポーツ交流課	スポーツ振興	スポーツ振興	5, 311	28
歴史まちづくり課	文化財保護	文化財維持管理	2, 956	30
	犬山市史編さん	犬山市史編さん	16, 112	32
	ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定	ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定	2, 535	34
	文化史料館	文化史料館管理	11, 564	36
	中本町まちづくり拠点施設	中本町まちづくり拠点施設営繕	5, 539	38
	犬山城費特別会計	犬山城一般管理	275, 365	40
		犬山城調査・整備	28, 520	42

(3) 事業評価シート：評価の見方

・個別事業内訳の総見直し・総点検進捗評価

個別事業単位で業務の総点検実施状況を確認し、着眼点、評価基準に基づき4段階評価した。

利便性向上

<input type="radio"/> 慣例や前例にとらわれず、利用者目線での改善により、「使いやすさ」「わかりやすさ」が向上する変更を検討したか。 <input type="radio"/> これまでの運用や申請フォームの見直し、添付書類の省略等を含む。 <input type="radio"/> デジタル化等の手法により、利用者の負担軽減できないかを検討したか。	具体的な改善を実施済み。又は、見直し・点検を実施したが課題や改善点はない。	4
	見直し・点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
	見直し・点検を実施中。	2
	見直し・点検を実施していない。	1

情報発信・共有化

<input type="radio"/> 情報発信は、対象者に確実に伝わるよう表現方法・発信手法を検討したか。 <input type="radio"/> 市民に発信した重要な情報は市役所内の他部署とも共有できているか。 <input type="radio"/> 他市町にないような施策については市の魅力としてPRする工夫をおこなったか。	具体的な改善を実施済み。又は、見直し・点検を実施したが課題や改善点はない。	4
	見直し・点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
	見直し・点検を実施中。 又は内部管理事務である。	2
	見直し・点検を実施していない。	1

業務の適正化

<input type="radio"/> デジタル化等による業務の効率化を検討したか。 <input type="radio"/> 内部管理事務の効率化を検討したか。 <input type="radio"/> 業務上のミス防止策を検討したか。	具体的な改善を実施済み。又は、見直し・点検を実施したが課題や改善点はない。	4
	見直し・点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
	見直し・点検を実施中。	2
	見直し・点検を実施していない。	1

・事業の評価

- ①施策事業（シート）単位で着眼点、評価基準に基づき4段階評価した。
 ②いずれかの基準に該当する理由をコメントした。

市実施の妥当性

市が実施主体としてやらなければならない事業なのか。	法令等により、市が実施することとされている。（根拠は分析欄に記載「〇〇法第〇〇条により市で実施。」など）	4
	採算性がない等で民間のサービス供給は全く期待できず、国県でも十分なサービスの供給がない。	3
	民間での実施可能性はあるが、現状では採算性がない等で十分なサービスの供給が期待できない。	2
	他地域では民間による十分なサービスの供給が行われている。又は、国県で十分なサービスが供給されている。	1

事業の必要性

経済危機等で当市の財政状況が著しく悪化した場合においても、市がヒト・モノ・カネを使い事業を継続する必要性があるか。	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）に直結している事業であり、現行水準での継続が必須な優先度の高い事業である。	4
	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）への影響は大きいが、非常時においては縮小もやむを得ない事業である。	3
	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）への直接的な影響は小さく、財政状況が回復するまで停止することが可能な事業である。又は、内部管理事務。	2
	事業の開始時に比べ実施の必要性が低下しつつ（又は、あいまいとなりつつ）ある事業である。	1

受益の公平性

その事業によって恩恵を受ける市民の範囲 ※経済効果を狙う事業等は、その効果を受ける市民を評価基準とする	多数（人口の10%以上）の市民が対象となる事業である。又は、多数の市民が恩恵を受ける事業である。	4
	少数（人口の10%未満）の市民しか対象となっていない事業であるが、相応の負担を求めて実施している事業である。	3
	少数（人口の10%未満）の市民しか対象となっていない事業である。又は、少数の市民しか恩恵を受けていない事業である。	2
	特定の個人、団体等を対象とする事業である。	1

ニーズの把握

事業の方向性、検証のための市民ニーズの把握はできているか	市民アンケートなどで、受益者（利用者）以外の市民の意見も収集している。	4
	利用者アンケートなどで、1年以内の受益者（利用者）のニーズを把握している。	3
	1年以上前のものであるが受益者（利用者）のニーズを把握している。	2
	受益者（利用者）のニーズを把握していない。	1

目標の達成度

年度当初の目標・計画に対しての達成度はどうであったか ※R 6 予算説明書の目標・計画に対しての達成度で評価する	目標を達成した。（数値化すれば100%以上）	4
	目標に少し届かなかった。（数値化すれば80%以上）	3
	目標に届かなかった。（数値化すれば80%未満）	2
	目標を立てていない。	1

改善の取組状況

業務の見直し・点検の進み具合	個別事業ごとの見直し・点検進捗評価（利便性向上、情報発信・共有化、業務適正化）の平均値を改善の取組状況としている。 ※平均値の小数点以下は切り捨て。	4
		3
		2
		1

(4) 学校教育課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 教育研究 (教育研究)

年次 月 日			回数	実績額(円)
9	1	2	事務局費	336

部員名	教育部
□名	学校教育課

I : 事業概要

事業名	教育研究
事業目的	教育研究事業を各学校へ委託することで効率的・効果的に行う。人材や地域性を活かした、地域の宝（人・自然・文化・歴史伝統・産業など）に学ぶ教育活動を推進し、地域への愛着や誇りを育む。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <p>○教育研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びの学校づくり推進事業：特色ある学校づくりの推進、総合的学習時間の研究、地教行法第45条による教職員に対する教育研修事業の充実を、市内全小中学校へ委託する。 ・丹葉地方教育事務協議会研究委嘱事業：指定校による教科全領域に係る研究。 ・学びの環境研究事業：校舎改築等による教育環境向上の調査、研究のため指定校へ委託する。 ・特別支援教育推進事業：特別支援教育の指導の充実を図るために犬山市小中学校特別支援学級連絡協議会へ委託。市内小中学校や犬山市民が在籍する各特別支援学校との交流及び連携。 ・キャリアスクールプロジェクト：県からの委託により実施。全4中学校及び羽黒小学校でキャリア教育を進める。 <p>○授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語・社会・算数・理科・英語において、犬山市の教師が授業改善を進めることで、子どもたちの学ぶ意欲や興味を向上させるとともに、基礎・基本の理解や定着と思考力・判断力・表現力などの育成を図る。 ・令和6年度に理科・社会科のデジタル副教本を作成した。 <p>●主な決算の内訳</p> <p>○教育研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究委託料：6,728,000円 ・キャリアスクールプロジェクト委託料：200,000円 <p>○授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル副教本作成業務委託料：7,018,000円
事業の 展開・結果	<p>○国語科教育研究委員会を中心に、読解力を育成する授業実践と授業研究を行った。</p> <p>○読書活動推進委員会を中心に、本を活用した授業実践を行った。</p> <p>○学校連携司書を中心に、市立図書館と学校教育の連携を図った。</p> <p>○学校・家庭・関係機関との連携を図り、犬山市の特別支援教育を推進するための事業として、交流活動、広報活動、共同創作活動を行った。</p> <p>○理科・社会の副教本をデジタル化し、タブレットを活用しながら市独自の教育を行うことができるよう整備した。</p>

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

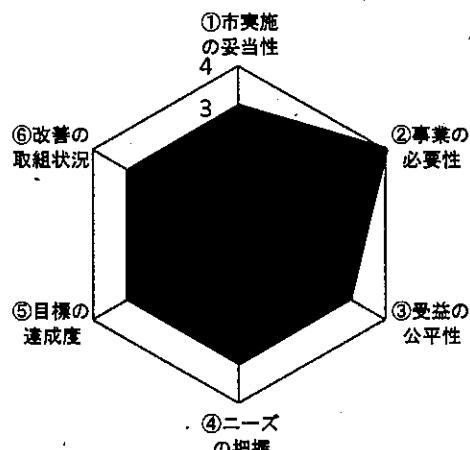
事業名	実績額	構成内訳		一括実績 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特徴額	一般額		利害性向上	情報収集・分析化	運用の効率化
教育研究	7,108	7,108	0	0%	3	3	3
授業改善	7,118	4,232	2,886	41%	4	2	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14,226	11,340	2,886	20%	3	2	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業種別	令和3年	令和4年	令和5年
	7,208	14,226	7,208
国庫交付金	200	200	200
地方債	0	0	0
その他	7,008	11,140	6,908
一般会計	0	2,886	100
一般会計の割合	0%	20%	1%

開拓チャート



IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

問題の構造	回答	問題概要
①市実施の妥当性	3	公教育が担うべき内容として各小中学校が実施していかなければならない事業である。
②事業の必要性	4	児童生徒の育成のためには、学校間はもとより、家庭や地域社会との連携が一層求められる状況にある。そこで、地域に根ざした学校づくりが推進でき、各校が地域性をいかした教育活動は必要である。
③受益の公平性	3	犬山市内に通学する児童・生徒に教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常を提供している。
④ニーズの把握	3	教育委員会が実施していく事業である。
⑤目標の達成度	3	読解力向上に関する研究を継続し、発達段階に応じた育成指標の作成を目指すとともに、授業改善をより推進するための理論整理やノウハウの共有化を図る。
⑥改善の取組状況	3	犬山の教育の基本理念や2学期制の趣旨をふまえ、地域や学校の実態及び子どもの成長や特性を十分考慮した教育課程の編成や教育環境の整備に取り組む必要があり、継続していくことが重要である。

V：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年に見直しを実施した事項	市内教員が集まる研修の場において、犬山読解力を含めた犬山の教育について改めて発信した。また、「犬山読解力テスト」の内容解説シートを作成し、学校が結果を分析したり指導を改善したりするための資料として活用できるようにした。
令和7年に見直しを実施している事項	既に行っている教員研修や各校の研究活動との連携を図るとともに、学校訪問や要請訪問を通して、日々の授業づくりや学級づくりに対して振り返る場面を設定し、課題や取組の方向性を共有し、具体的な手段を実施していく。
今後見直しを実施する事項	既に行っている教員研修や各校の研究活動との連携を図るとともに、学校訪問や要請訪問を通して、日々の授業づくりや学級づくりに対して振り返る場面を設定し、課題や取組の方向性を共有し、具体的な手段を実施していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

問題	既成の今後の方向性
多様化する教育的ニーズに対応しつつ、各校が特色ある教育活動を展開する必要がある。	既に行っている教員研修や各校の研究活動との連携を図るとともに、学校訪問や要請訪問を通して、日々の授業づくりや学級づくりに対して振り返る場面を設定し、課題や取組の方向性を共有し、具体的な手段を実施していく。

イ 私立学校等助成（私立学校等助成）

53	□	□	実績
□	□	□	実績
9	1	2	事務局費 336

53	教育部
□	学校教育課

I : 事業概要

事業名	私立学校等助成
事業目的	保護者の負担を軽減し、公私間の格差是正のため私立学校等に通学する世帯へ助成を行う。 義務教育期間において、小学1年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の児童生徒にかかる学校給食費を無料化し、子育て支援を推進するため、私立学校等に通学する世帯、アレルギー対応で弁当等を持参する世帯へ助成を行う。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立高校生授業料補助金 私立高等学校等に在籍する者の保護者に対して授業料の補助を行うことで、公私立学校間における保護者負担の格差是正を図り、教育の機会均等の確保に寄与する。 ○学校給食費補助金 市内在住で給食の提供がある市外の小中学校に通う小学1年生、小学6年生、中学3年生、第3子以降の児童生徒の給食費の補助を行うことで、経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の推進に寄与する。また、市内小中学校も含め食物アレルギー等により給食が食べられず弁当等を持参する児童生徒は、給食費相当額を補助金として支給し、同様に負担軽減を図る。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高校生授業料補助金：3,223,600円（180人） ・学校給食費補助金：1,004,469円（37人）
事業の実績・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○私立高校助成では、私立高等学校等に在籍する者の保護者に対して授業料の補助を行い、公私立学校間における保護者負担の格差是正の一部に寄与できた。 ○給食費補助金では、市内の小中学校に通う子だけでなく、市外の給食を提供する学校に通う子も対象とし、また、アレルギーにより給食を食べられない子も補助金の対象することで、子育て世帯への支援を実施した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

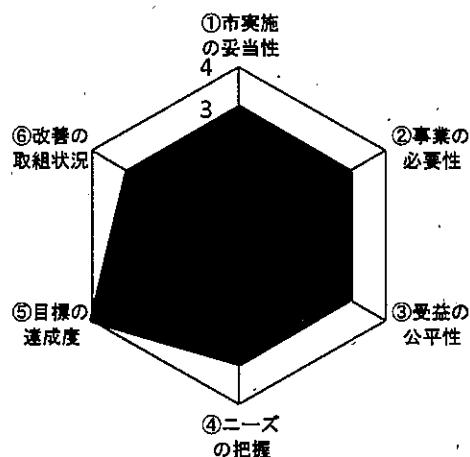
事業名	実績額	実績額		一括評定の結果	見直し・点検進捗評価		
		標準基準	一括評定		見直し評定	点検評定	進捗評定
私立学校等助成	4,245	0	4,245	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,245	0	4,245	100%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業種別	R3実績	R3実績	R3予算
	4,293	4,245	6,861
国庫支出金	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	362	0	0
一般財源	3,931	4,245	6,861
一般財源の割合	92%	100%	100%

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC heck)

評価の指標	得点	評価結果
①市実施の妥当性	3	公私の格差是正から必要な事業である。
②事業の必要性	3	私立高校においては、国や県が主体となって授業料補助を実施している。給食費補助金は子育て環境の向上を目指して実施するものであり、子育て世帯の生活に直結する事業である。
③受益の公平性	3	教育機会均等の確保、子育て環境向上に寄与するものであり、未来への投資ともなる事業である。私立高校授業料補助金が180人、給食費補助金が37人。
④ニーズの把握	3	市への請願等により要望を把握している。
⑤目標の達成度	4	当初の計画を適正に実施した。
⑥改善の取組状況	3	学校への周知、広報、ホームページ、対象者への個別連絡など事業のPRに努めている。

V：業務の見直し・点検 (P D C AサイクルのC-A)

令和6年度に見直しを実施した事項	給食費の無料化事業において、小学1年生の給食費も無料対象学年に追加し、制度の拡充を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	国の高校授業料無償化の動きを受けて、私立高校授業料補助金制度の見直し。給食費の無料化に小学2年生を対象として追加した。国の給食費無償化の検討状況を踏まえ、他学年への拡充を引き続き検討する。
今後見直しを検討する事項	給食費の無料化拡充に向けて引き続き検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

□ □	対応策・今後の方向性
子育て世帯への支援として市として実施する範囲を財政状況を考慮しながら見極める必要がある。	今後の給食費無料化の計画については国の動向を踏まえながら検討していく。

ウ 小学校一般管理（小学校給食）

学年	項目	金額(万)
段	項	目
9	2	1
	学校管理費	342

部署	教育部
部署名	学校教育課

I : 事業概要

事業名	小学校一般管理
事業目的	小学校を管理運営していく上で必要な事業を行う。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校管理 <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある10小学校を管理運営していくための業務。 ・学校保健安全法第23条に基づき学校医等を配置し、健康診断等を実施する。 ・学校設備や環境整備に関する委託をはじめ、消耗品や光熱水費等の管理運営を行う。特に電気設備、消防設備、浄化槽、プールろ過機等の専門的な技師による管理は専門業者に委託する。 ○小学校給食 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食法、学校給食衛生管理基準（文科省）に基づき、児童の心身の発達に資する学校給食を市内全校において単独調理場方式で実施する。 ・適切な食育のため、県費負担の栄養教諭の配置がない学校に、市採用の栄養職員を配置する。 ・調理業務は委託し、調理機器は学校設置者である市が購入、リース契約をして整備する。 ・令和4年4月から第3子以降の児童、令和5年9月から小学6年生の給食費を無料化した。 ・令和6年4月から小学1年生の給食費を無料にした。 ・給食費は、物価高による食材価格高騰のため、令和6年4月に290円から320円に改定。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校管理 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費：82,801,267円 ・施設管理委託料：37,042,255円 ・学校医等報償費：27,805,840円 ○小学校給食 <ul style="list-style-type: none"> ・賄材料費：212,689,619円 ・学校給食調理業務委託料：175,176,264円 ・施設管理委託料：2,226,840円
事業の 結果・効果	<p>小学校の施設管理を適正に実施することができた。</p> <p>児童の心身の健全な発達に資する学校給食を「学校給食衛生管理基準」に基づく施設で調理、提供することができた。</p> <p>児童自らが健全な食生活を営むための知識やスキルを身につけるため、学校給食等を活用した食育を実施することができた。</p> <p>第3子以降の給食費無料化や令和5年9月から実施している小学校6年生の給食費無料化に加え、小学1年生の無料化を新たに実施し子育て世帯への経済的負担軽減の拡充を行った。</p>

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

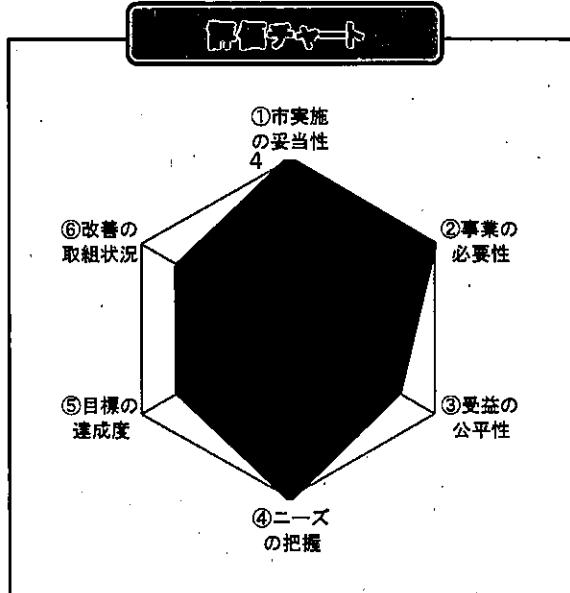
事業名	実績額	見直し・点検進捗		見直し・点検進捗の割合	見直し・点検進捗の評価		
		既定額	一括額		既定額以上	既定額	既定額以下
小学校管理	184,065	1,146	182,919	99%	3	3	3
小学校給食	410,924	129,184	281,740	69%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	594,989	130,330	464,659	78%	3	3	3

四

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

会員登録		新規登録	登録登録	登録登録
会員登録	新規登録	557,141	594,989	623,589
会員登録	新規登録	55,530	6	1,796
会員登録	新規登録	0	0	0
会員登録	新規登録	152,250	130,324	107,190
会員登録	新規登録	349,361	464,659	514,603
会員登録の割合		63%	78%	83%



IV : 事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評議の範囲	目 次	評議結果
①在籍児童の実態	4	教育委員会で実施していかなければならない事業である。校医配置：学校保健安全法第23条、環境衛生検査：学校保健安全法第6条、学校給食は学校給食法第4条、第11条により、学校設置者において実施されるよう努めなければならない。
②児童の実態	4	児童が安心安全な学校生活を過ごすことができるよう環境を整える必要がある。
③施設の公平性	3	学校施設利用者に適正な環境を提供している。 給食の実施を望む全ての児童に対して実施している。
④ニーズの把握	4	学校給食については、「犬山市学校食育推進委員会」において毎年、保護者、学識経験者、学校薬剤師等の意見も参考に進めている。
⑤目標の達成度	3	物価高騰の影響は大きかったが、学校施設、給食提供とともに適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	学校給食の運営方法について、他市の状況等を参考に、今後も見直していくことが必要である。併せて、近隣市にはない単独調理場方式の給食の魅力発信も継続して必要と考える。

V：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	物価高騰の影響により4月から給食費を値上げし、適正な学校給食を提供した。 第3子、小学校6年生の無料化に加え、4月から小学校1年生の無料化を実施した。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和7年4月より小学校2年生の給食費無料化を実施する。 米価等高騰の対策として令和7年4月より給食費1食当たり20円値上げし、その額を市費で負担する。
今後見直しを検討する事項	今後の給食費無料化の計画については国の動向を踏まえながら検討していく。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果 : 次のサイクルに反映させていく項目)

□	□	対応策・今後の方向性
児童生徒数の減少、施設設備の老朽化の中で、適切な学校運営を維持していくなければならない。	犬山市の特色を継続しつつも、児童生徒が安心安全な学校生活を過ごすことができる環境を整備していく。	

工 小学校施設営繕（小学校施設営繕）

予算			団名	決算額(①)
□	□	□		
9	2	1	学校管理費	342

監査名	教育部
監査名	学校教育課

I : 事業概要

事業種別	小学校施設営繕
事業目的	老朽化している学校施設の多機能化の観点も踏まえつつ、児童の安全確保、学びの環境づくりのための施設営繕を行う。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校では、昭和30年代に建築された校舎が2棟、40年代が6棟、50年代が6棟で、建築から30年を経過した校舎が8割を占め、老朽化が著しい状況であり、付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備などについても不具合が生じているため、学校要望を踏まえながら、緊急性等優先順位をつけ適宜施設営繕を行った。 ・また、特に優先すべき工事として、老朽化により不具合が発生している施設設備の更新を実施し、施設の適正な管理及び教育環境の整備、児童の安全確保のため、施設営繕を行った。 ・特別教室に空調機器を設置する工事を行った。 ・給食室について、安心安全な給食の提供を実施するため、給食室に破損箇所等がないか調査し、今後の方針を策定する委託を行った。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室空調設置工事：128,576,834円 ・犬山西小学校非構造部材改修工事：54,604,000円 ・防排煙制御設備改修工事請負費：17,183,584円 ・犬山西小学校図書室空調更新工事：3,289,000円 ・東小学校避難器具更新工事：2,915,000円 ・給食室調査・設計方針策定業務委託：5,280,000円 ・犬山西小学校非構造部材改修工事設計業務委託：4,070,000円 ・羽黒小学校非構造部材改修工事設計業務委託：2,035,000円 ・犬山西小学校体育館屋根防水工事設計業務委託：2,970,000円
事業の 結果・効果	特別教室空調設置工事、犬山西小学校非構造部材改修工事、犬山西小学校図書室空調更新工事、東小学校避難器具更新工事などを実施するとともに、施設に付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備など学校要望を踏まえながら営繕工事を実施した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業種別	実績額	決算額		一括工事の割合	見直し・点検進捗評価		
		実績額	一括工事		見直し向上	見直し進捗・改善状況	見直し評価
小学校施設営繕	253,916	161,027	92,889	37%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	253,916	161,027	92,889	37%	3	3	3

開発マート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業種別	R5年度	R6年度	R7年度
	81,475	253,916	120,475
□施設改修工事	7,333	36,327	11,801
○施設整備	21,100	118,100	65,800
△その他	0	6,600	0
■一般財源	53,042	92,889	42,874
合計の割合	65%	37%	36%

IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の標準	□□	評価結果
①市実施の妥当性	3	小学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	非構造部材改修工事や避難器具更新工事等は学校生活に直結する事業であり、教育環境の整備ができた。
③受益の公平性	3	学校施設を利用する職員、児童、市民の活動等に安心・安全な環境を提供している。
④ニーズの把握	4	学校からの緊急営繕の要望を受け優先度の高い事業を実施している。
⑤目標の達成度	4	当初予算に計上した工事はすべて実施することができた。
⑥改善の取組状況	3	施設の適正な管理及び教育環境の整備、児童の安全確保のため、継続的に実施していく。

V：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	特別教室空調設置工事、犬山西小学校非構造部材改修工事、犬山西小学校図書室空調更新工事、東小学校避難器具更新工事などを実施するとともに、施設に付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備など学校要望を踏まえながら緊急営繕工事を実施した。
令和7年度に見直しを実施している事項	羽黒小学校非構造部材改修工事、職員室や校長室等の空調更新、犬山西小学校体育館屋根防水工事などを実施する。
今後見直しを検討する事項	老朽化が著しい状況であるため、施設の付帯設備等についても設置経過年数や劣化度などを基準とした長寿命化計画を改定していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

□□	対応策・今後の方向性
市内の小学校では、建築から30年経過した校舎が8割を占め、老朽化が著しい状況である。付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備などの管理及び教育環境の改善、児童の安全確保のため、緊急性等優先順位をつけ施設営繕を進めていかなければならない。	長寿命化計画をもとに、総合的に判断しながら教育環境の整備を進め、施設の適正な管理及び児童の安全確保を図っていく。

才 小学校教育振興（小学校教材等整備）

503	目名	実績額(万)
9	2	2
教育振興費	348	

003	教育部
□ 3	学校教育課

I : 事業概要

事業名	小学校教育振興
事業目的	児童や教師が授業で使用する副読本（資料集等）や備品を購入することで、授業の充実を図る。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師用教科書、教師用指導書、副読本購入費 校長会の要望に基づき、授業で使用する教師用教科書、副読本等の教材を購入。R6から使用する教科書の改訂があり、教師用指導書などを購入した。副読本は、児童数分もしくは1クラス分、教師用教科書は教科担任分、指導書は学校に1冊ずつ購入した。大型提示装置で改定後の教科書教材を使用できる環境を整えた。 ・教材備品購入費 授業で使用する教材備品を購入。学校に必要な教材備品（修理不可能で購入が必要なもの、所有していないもの）を調査、検討して購入している。理科教材は国庫補助（率1/2）を充当する。 ・図書購入 各学校において選書し、学校図書室に配備する。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費：40,169,550円（うち教科書改訂に伴うもの：37,351,628円） ・図書購入費：5,997,396円 ・デジタル指導書環境構築業務委託料：1,980,000円 ・教材備品購入費：1,899,480円
事業の成果・効果	教科書・副読本を使用することで、魅力ある授業を提供し、学ぶ喜びを感じ、児童が自ら学ぼうとする授業づくりを行っている。また、授業で必ず必要となったり、効率化を図るために必要となったりする教材備品についても拡充することができた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

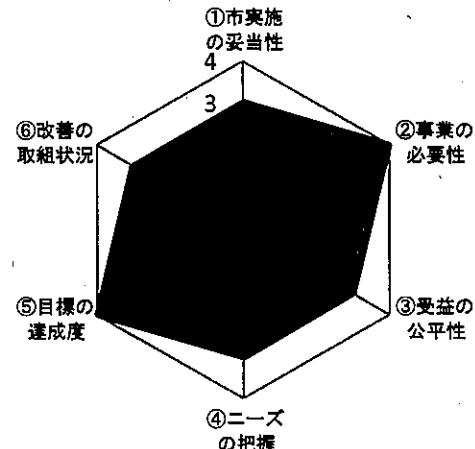
事業名	実績額	既定目標		一貫実現の割合	見直し・点検進捗評価		
		既定目標	一貫実現		既定目標向上	既定目標達成	既定の実現度
小学校教材等整備	50,453	570	49,883	99%	3	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	50,453	570	49,883	99%	3	2	3

開発チャート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	令和3年	令和4年	変動額
教科書	9,630	50,453	12,828
備品支給	475	570	595
運営費	0	0	0
その他	0	0	0
一般財源	9,155	49,883	12,233
一般財源の割合	95%	99%	95%



IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価結果
①市実施の妥当性	3	法令に基づいて無償給与されている児童生徒の教科書に準拠した教材等を整備するものである。
②事業の必要性	4	教育課程を実施する上で、何より欠かせないものである。
③受益の公平性	3	直接的な対象者は児童生徒となるが、学校教育を提供するのに必要なものである。
④ニーズの把握	3	学校において教材の選定を厳しく行っており、教育水準を確保するために必要なものである。
⑤目標の達成度	4	毎回の授業において有効に活用している。
⑥改善の取組状況	3	毎年、校長会が取りまとめた要望内容としり合わせ、近年の要望事項と比べても、適正化が図られている。

V：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	教科書改訂に伴う指導書の購入について、前年度に予算計上し合わせて繰越明許を設定する方法に改めた。 各校が要望する備品については、校内で十分検討した結果を反映するように指示した。
令和7年度に見直しを実施している事項	使用頻度をさらに調査して予算要望を行うように校長会に申し入れる。
今後見直しを実施する事項	備品については、校長会の要望に限らず、施設同様に長期的な展望を持って予算要望を行うように、計画作成を図る。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
使用頻度が学校によって違う部分を調整し、要望する備品について、優先順位の精度を上げる必要がある。	引き続き学校現場における要望内容を校長会等にて個別面談を通じて把握し、優先順位を判断していく。またタブレット端末は、先進事例等を参考に学習の手段として利活用を進めていく。

力 犬山南小学校整備（犬山南小学校整備）

事業名			項目	実績額(万)
年	月	日		
9	2	3	学校整備費	350

部員名	教育部
部署名	学校教育課

I : 事業概要

事業名	犬山南小学校整備
事業目的	犬山市小中学校施設の長寿命化計画に基づき、犬山市立犬山南小学校の整備を行い、教育環境の充実を図る。
事業内容	<p>●全体計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度 新校舎建設(給食室、地域住民が利用できる多目的スペースを整備) ○令和5年度～令和7年度（継続費） 南舍長寿命化改良工事（西側一部解体、内部改修、エレベーター一棟整備、外構工事） ○令和6年度 北側道路境界測量 ○令和7年度 北側道路整備工事 ○令和8年度 外構工事、仮設進入路撤去、グラウンド整備 <p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南舍長寿命化改良工事は令和6年度末の出来高は50.7%となった。令和7年12月に完了する。 ・南舍長寿命化改良工事で行う外構工事に併せて令和7年度に北側道路を整備するため、令和6年度に境界測量を実施した。 ・南舍長寿命化改良工事の工期短縮のため、仮設校舎を継続して借上した。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山南小学校長寿命化改良工事請負費：612,142,000円 (長寿命化改良工事：570,854,000円、受変電設備設置工事：30,481,000円、 西側解体事前工事：10,807,000円) ・北側道路境界測量調査委託料：1,755,439円 ・仮設校舎借上料：4,376,200円
事業の 結果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や職員の安全を最優先に、事前工事（受変電設備設置工事・南舍西側解体事前工事）及び長寿命化改良工事を実施した。 ・令和7年度に実施予定の北側道路について、測量をするとともに、近隣住民へ説明し同意を得ることができた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	費用内訳		一括算定 の割合	見直し・点検進捗評価		
		計画額	一括算定		計画性向上	信頼性確 保・効率化	柔軟性
犬山南小学校整備	618,761	501,684	117,077	19%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	618,761	501,684	117,077	19%	3	3	3

評価チャート

III : 年度別事業費の状況

事業費	(単位:千円)		
	令和5年	令和6年	△万円
小学校	896,905	618,761	-278,144
中学校	79,533	117,484	+37,951
幼稚園	580,900	374,200	-206,700
その他	39,641	10,000	-29,641
合計	196,831	117,077	-79,754
一括算定の割合	22%	19%	33%

IV : 事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の概要	評価	評価結果
①市実施の妥当性	3	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	高齢者や障害者に配慮したバリアフリー施設は必須である。
③受益の公平性	3	通学する児童はもちろんのこと、犬山地区をはじめとする市民にとって、活動場所や避難所といった拠点となる。
④ニーズの把握	3	令和5年度までに実施したアンケートやワークショップをもとにした設計内容で、長寿命化改良工事の入札を実施。
⑤目標の達成度	4	学校教員向けに設計内容の意見を聞き、設計を完了した。
⑥改善の取組状況	3	学校施設の複合化を模索することで、ファシリティマネジメントの観点により、施設の長寿命化、統合を図る。

V : 業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	長寿命化改良工事の事前工事（受変電設備設置工事・南舍西側解体事前工事）を完了。長寿命化改良工事契約締結し、工事に着手。北側道路測量を完了。
令和7年度に見直しを実施している事項	長寿命化改良工事を完了する。仮設校舎を解体撤去する。
今後見直しを検討する事項	教育環境の確保と児童の安全を最優先に、学校・施工業者と調整し長寿命化改良工事を施工する。また、令和8年度に周辺整備を完了できるようスケジュール管理を行う。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
住宅密集地にある小学校の改築工事のため、工事期間中の児童の教育環境維持、安全はもちろんのこと、地域住民に対する工事に伴う騒音、工事車両の増加に伴う交通安全等にも注視する。	工事開始前には、工事請負業者、監理委託業者、監督職員、犬山南小学校と、情報共有し課題・問題を認識する。 また国庫補助金の確保について、文部科学省、愛知県に対し、申請及び協議を進めていく。

キ 中学校一般管理（中学校給食）

年 度	月 日	日 付	決算書(①)
9	3	1	学校管理費 350

部 局	教育部
課 名	学校教育課

I : 事業概要

事業事業名	中学校一般管理
事業目的	中学校を管理運営していく上で必要な事業を行う。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <p>○中学校管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある4中学校を管理運営していくための業務。 ・学校保健安全法第23条に基づき学校医等を配置し、健康診断等を実施する。 ・学校設備や環境整備に関する委託をはじめ、消耗品や光熱水費等の管理運営を行う。特に電気設備、消防設備、浄化槽、プールろ過機等の専門的な技師による管理は専門業者に委託する。 <p>○中学校給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食法、学校給食衛生管理基準（文科省）に基づき、生徒の心身の発達に資する学校給食を市内全校において単独調理場方式で実施する。 ・適切な食育のため、県費負担の栄養教諭の配置がない学校に、市採用の栄養職員を配置する。 ・調理業務は委託し、調理機器は学校設置者である市が購入、リース契約をして整備する。 ・令和4年4月から第3子以降の生徒、令和5年9月から中学3年生の給食費を無料化した。 ・給食費は、物価高による食材価格高騰のため、令和6年4月に340円から380円に改定。 <p>●主な決算の内訳</p> <p>○中学校管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費：42,062,250円 ・施設管理委託料：18,622,314円 ・学校医等報償費：14,500,040円 <p>○中学校給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賄材料費：136,609,982円 ・学校給食調理業務委託料：85,465,800円 ・施設管理委託料：962,500円
事業の 成果・効果	<p>中学校の施設管理を適正に実施することができた。</p> <p>生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を「学校給食衛生管理基準」に基づく施設で調理、提供することができた。</p> <p>生徒自らが健全な食生活を営むための知識やスキルを身につけるため、学校給食等を活用した食育を実施することができた。</p> <p>第3子以降や中学校3年生の給食費無料化実施し、子育て世帯への経済的負担軽減の拡充を行った。</p>

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

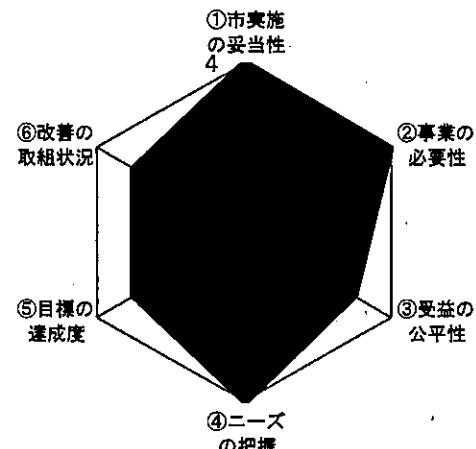
事業名	額	決算期	財政年度		一括算定 の割合	見直し・点検進捗評価		
			予算額	実績額		現直評定上	現直評定下	見直評定
中学校管理	94,381	188	94,193	100%	3	3	3	3
中学校給食	234,508	82,128	152,380	65%	3	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	328,889	82,316	246,573	75%	3	3	3	3

開催チャート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	令和6年	令和5年	令和4年
	313,565	328,889	345,489
□医療費	34,470	0	0
△施設費	0	0	0
△その他	89,302	82,316	83,604
△一般経費	189,793	246,573	261,885
△総額の割合	61%	75%	76%



IV：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

問題の特徴	回答	問題解説
①市実施の妥当性	4	教育委員会で実施していかなければならない事業である。校医配置：学校保健安全法第23条、環境衛生検査：学校保健安全法第6条、学校給食は学校給食法第4条、第11条により、学校設置者において実施されるよう努めなければならない。
②事業の必要性	4	生徒が安心安全な学校生活を過ごすことができるよう環境を整える必要がある。
③受益の公平性	3	学校施設利用者に適正な環境を提供している。 給食の実施を望む全ての生徒に対して実施している。
④ニーズの把握	4	学校給食については、「犬山市学校食育推進委員会」において毎年、保護者、学識経験者、学校薬剤師等の意見も参考に進めている。
⑤目標の達成度	3	物価高騰の影響は大きかったが、学校施設、給食提供ともに適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	学校給食の運営方法について、他市の状況等を参考に、今後も見直していくことが必要である。 併せて、近隣市にはない単独調理場方式の給食の魅力発信も継続して必要と考える。

V：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	物価高騰の影響により4月から給食費を値上げし、適正な学校給食を提供した。
令和7年度に見直しを実施している事項	米価等高騰の対策として令和7年4月より給食費1食当たり20円値上げし、その額を市費で負担する。
今後見直しを実施する事項	今後の給食費無料化の計画については国の動向を踏まえながら検討していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

問題	対応策・今後の方向性
児童生徒数の減少、施設設備の老朽化の中で、適切な学校運営を維持していかなければならない。	犬山市の特色を継続しつつも、児童生徒が安心安全な学校生活を過ごすことができる環境を整備していく。

ク 中学校施設営繕（中学校施設営繕）

年 度	月	日	目 名	実費額(円)
9	3	1	学校管理費	350

部員名	教育部
団 隊	学校教育課

I : 事業概要

事業事業名	中学校施設営繕
事業目的	老朽化している学校施設の多機能化の観点も踏まえつつ、生徒の安全確保、学びの環境づくりのための施設営繕を行う。
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校では、昭和30年代に建築された校舎が2棟、40年代が2棟、50年代が3棟で、全ての校舎が建築から30年を経過し、老朽化が著しい状況であり、付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備などについても不具合が生じているため、学校要望を踏まえながら緊急性等優先順位をつけ適宜施設営繕を行う。 ・また、特に実施すべき工事として、老朽化により不具合が発生している施設設備の更新を実施し、施設の適正な管理及び教育環境の整備、生徒の安全確保のため、施設営繕を行う。 ・特別教室に空調機器を設置する工事を行った。 ・給食室について、安心安全な給食の提供を実施するため、給食室に破損箇所等がないか調査し、今後の方針を策定する委託を行った。 <p>●主な決算の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室空調設置工事：99,475,166円 ・犬山中学校第2理科室床営繕工事：10,153,000円 ・東部中学校パソコン教室空調更新工事：3,872,000円 ・東部中学校職員室空調更新工事：2,200,000円 ・東小学校外1避難器具更新工事：1,430,000円 ・給食室調査・設計方針策定業務委託料：1,980,000円
事業の 結果・効果	東部中学校パソコン教室空調更新工事、南部中学校プール塗装営繕工事、犬山中学校揚水ポンプ更新工事、東部中学校体育館トイレ改修工事などを実施するとともに、施設に付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備など学校要望を踏まえながら営繕工事を実施した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

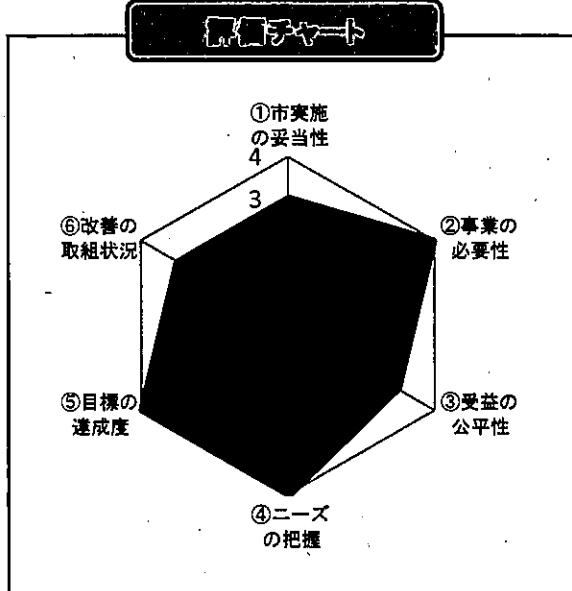
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実費額	財源内訳		一括評定 の割合	見直し・点検進捗評価		
		積み立て	一般財源		見直し・点検進捗評価上	見直し・点検進捗評価中	見直し・点検進捗評価下
中学校施設営繕	142,651	92,288	50,363	35%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	142,651	92,288	50,363	35%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

事業種類	令和6年実績	令和6年計画	既存額
施設整備	28,102	142,651	50,797
設備・機器	0	15,621	10,654
備蓄	2,400	73,900	19,700
その他	63	2,767	0
一般経費	25,639	50,363	20,443
実績の割合	91%	35%	40%

(単位：千円)



IV：事業の評価（P D C AサイクルのC h e c k）

評価項目	評価	評価結果
①市実施の妥当性	3	中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	床営繕工事など生徒の学校生活に直結する事業であり、教育環境の整備ができた。
③受益の公平性	3	学校施設を利用する職員、生徒、市民の活動等に安心・安全な環境を提供している。
④ニーズの把握	4	学校からの緊急営繕の要望を受け優先度の高い事業を実施している。
⑤目標の達成度	4	当初予算に計上した工事は全て実施することができた。
⑥改善の取組状況	3	施設の適正な管理及び教育環境の整備、生徒の安全確保のため、継続的に実施していく。

V：業務の見直し・点検（P D C AサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	東部中学校パソコン教室空調更新工事、南部中学校プール塗装営繕工事、犬山中学校揚水ポンプ更新工事、東部中学校体育館トイレ改修工事などを実施するとともに、施設に付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備など学校要望を踏まえながら緊急営繕工事を実施した。
令和7年度に見直しを実施している事項	南部中学校校舎多目的トイレ設置工事や犬山中学校空調更新工事を実施する。
今後見直しを実施する事項	老朽化が著しい状況であるため、施設の付帯設備等についても設置経過年数や劣化度などを基準として長寿命化計画を改定していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

課題	対応策
市内の中学校では、全ての校舎が建築から30年を経過しており、老朽化が著しい状況である。付属する電気設備、通信設備、給排水設備、消防設備などの管理及び教育環境の整備、生徒の安全確保のため、緊急性等優先順位をつけ施設営繕を進めていかなければならない。	長寿命化計画をもとに、総合的に判断しながら教育環境の整備を進め、施設の適正な管理及び生徒の安全確保を図っていく。

ケ 城東中学校整備（城東中学校整備）

件名			日程	実績率(%)
月	日	年		
9	3	3	学校整備費	358

部品名	教育部
品名	学校教育課

I : 事業概要

事業名	城東中学校整備
事業目的	犬山市小中学校施設の長寿命化計画に基づいた学校施設の環境整備。犬山市立城東小学校・城東中学校の整備を行い、教育環境の充実を図る。
事業内容	<p>●全体計画 令和4年度 耐力度調査実施、課題整理 令和5年度 整備方針検討 令和6年度 検討委員会発足、基本構想策定、敷地測量業務、アスベスト事前調査 令和7年度 基本設計業務の実施 令和8年度 実施設計業務の実施 令和9年度～ 整備工事</p> <p>●主な事業内容 城東中学校の施設の基本構想を策定し、基本設計に必要な敷地測量調査、アスベスト事前調査を実施した。 令和7年度より実施する基本設計業務実施に向け、プロポーザル審査委員会を実施した。</p> <p>●主な決算の内訳 ・城東中学校敷地測量業務委託：4,290,000円 ・城東中学校アスベスト事前調査委託：1,760,000円</p>
事業の 成果・効果	城東中学校の整備に向け、検討会や保護者向けアンケートを実施し、整備基本構想を策定した。また、整備に必要となる敷地測量、アスベスト事前調査を実施した。 令和7年度に着手する基本設計業務に向け、受託者を選定するためのプロポーザル審査委員会を開催し、審査を行った。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

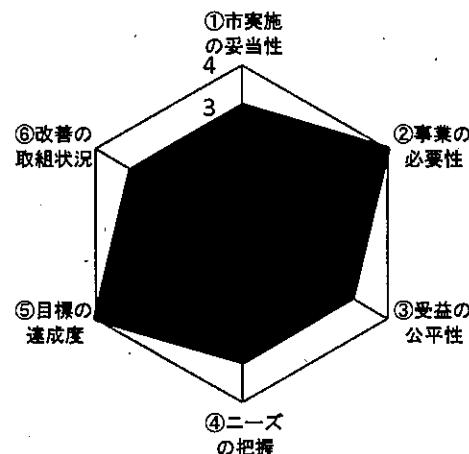
(見直し・点検進捗評価は4段階)

品名	実績額	期間内実績		一括実績 の割合	見直し・点検進捗評価		
		予定期間	一括実績		見直し回数	点検進捗 割合	評価の 結果
城東中学校整備	6,100	0	6,100	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,100	0	6,100	100%	3	3	3

開発チャート

III：年度別事業費の状況

事業種別	令和6年	令和7年	累計額
施設整備	-	6,100	41,371
設備・機器	-	0	0
備蓄	-	0	0
その他	-	0	41,371
一般財源	-	6,100	0
一般財源の割合	-	100%	0%



IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

項目	評価	評価結果
①実施の必要性	3	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	生徒の学校生活に直結する事業であり、現行水準の教育環境を整備する必要がある。
③受益の公平性	3	通学する生徒はもちろんのこと、隣接する城東小学校の児童や地域住民にとって、活動の場や避難所となる。
④ニーズの把握	3	学校関係者や地域住民で形成する検討会でのワークショップ、保護者向けアンケートによりニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	当初計画どおり、整備基本構想の策定、敷地測量やアスベスト事前調査、基本設計受託者を選定するためのプロポーザルを実施した。
⑥改善の取組状況	3	学校施設の複合化を模索することで、ファシリティマネジメントの観点により、施設の長寿命化や、小学校や地域の利活用を検討する。

V：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した項目	学校関係者や地域住民の意見をとりいれた基本構想を策定した。また、令和7年度に実施する基本設計に円滑に着手できるよう敷地測量やアスベスト事前調査を前もって実施した。
令和7年度に見直しを実施している項目	城東中学校の整備に向け、基本設計業務を実施する。学校関係者や地域住民等を対象としたワークショップを実施し、整備に向けた要望、ニーズを盛り込んだ基本設計を作成する。
今後見直しを検討する項目	国庫補助を最大限利用しつつ、整備を進める。また、工事期間中の円滑な学校の運営、将来的な施設利用等を検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	今後の方向性
市内で初めての中学校整備となるため、学校関係者、地域住民の要望、ニーズを把握し、整備に反映する必要がある。	基本設計を進めるうえで、引き続き学校関係者や地域住民を対象としたワークショップやアンケートを実施し、整備に向けた要望、ニーズを盛り込む。

(5) 文化推進課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 市民文化会館管理運営（市民文化会館利活用、市民文化会館營繕）

年月 令 日	年月 令 日	項目	実績(①)
9 5 7		市民文化会館費	376

年月 令 日	部門
□ 6	文化推進課

I : 事業概要

事業名	市民文化会館管理運営										
事業目的	芸術文化の拠点施設として、市民の文化の向上を図る										
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の舞台芸術鑑賞及び発表の場、文化活動の場として貸館業務を行う。 ・施設を安全かつ適切に利用するための維持管理を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の発表及び鑑賞の場としての活用や、市民が気軽に利用できる「舞台貸し事業」などの貸館業務を実施。 ・犬山市文化協会と協力し「市民芸能祭」など、市民、文化団体が発表する場の提供及び参加型の事業の実施。 ・施設の安全を確保し、適切に利用していくために必要な保守及び修繕の実施。 ●主な決算の内訳 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・総合設備管理業務一括委託料</td> <td>7,033,368円</td> </tr> <tr> <td>・施設管理業務委託料</td> <td>2,823,744円</td> </tr> <tr> <td>・舞台関係統合管理業務委託料</td> <td>8,406,200円</td> </tr> <tr> <td>・自主事業委託料</td> <td>7,733,830円</td> </tr> <tr> <td>・維持補修工事請負</td> <td>11,368,500円</td> </tr> </table> 	・総合設備管理業務一括委託料	7,033,368円	・施設管理業務委託料	2,823,744円	・舞台関係統合管理業務委託料	8,406,200円	・自主事業委託料	7,733,830円	・維持補修工事請負	11,368,500円
・総合設備管理業務一括委託料	7,033,368円										
・施設管理業務委託料	2,823,744円										
・舞台関係統合管理業務委託料	8,406,200円										
・自主事業委託料	7,733,830円										
・維持補修工事請負	11,368,500円										
事業の 成果・効果	<p>「舞台貸し事業」の本稼働から3年が経過し、リピーターによる利用が定着したこと、また、グランドピアノを常設した防音室である練習室2の個別貸出を実施したことにより、文化会館を有効に利活用することができた。</p> <p>施設を良好な状態に保つため、ファシリティマネジメントの視点を取り入れながら適正な維持管理を行った。</p>										

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	開設実績		一括委託 の割合	見直し・点検進捗評価		
		既往実績	一括実績		既往実績	既往実績	既往実績
市民文化会館管理	31,570	11,922	19,648	62%	4	3	3
市民文化会館利活用	9,069	5,381	3,688	41%	3	3	3
市民文化会館營繕	13,294	7,200	4,169	37%	4	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	52,008	24,503	27,505	53%	3	3	3

III : 年度別事業費の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業種別	58,720	52,008	44,212
財政内訳	0	0	0
文化施設	0	7,200	0
その他	12,450	17,303	19,414
一般財源	46,270	27,505	24,798
合計の割合	79%	53%	56%

IV : 事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価結果
①市実施の妥当性	3	他市町で民間によるサービスの提供が行われている事例があるため、民間委託や指定管理者制度の導入の可否について検討の余地がある。
②事業の必要性	4	市民の豊かな文化的生活の維持と、教養の向上に必要な事業である。
③受益の公平性	3	少數の市民しか対象となっていない事業であるが、入場料や使用料など相応の負担を求めて実施している事業である。
④ニーズの把握	3	事業実施時に利用者アンケートを実施し、意見の集約を行っている。
⑤目標の達成度	4	コロナ禍からの回復により、自主事業の再開、貸館の増加など、行催事が増加したことに加え、「舞台貸し」「練習室2の個別貸出」の定着により、文化会館の稼働率が向上した。
⑥改善の取組状況	3	利用案内の見直しを行い、わかりやすい表現に改正した。 自主事業開催時にアンケートを行い、利用者ニーズの把握を行った。

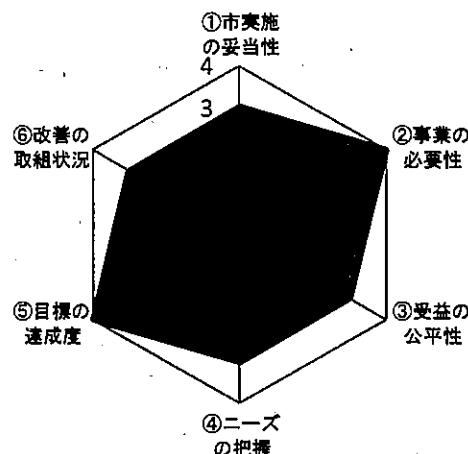
V : 業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	利用者のニーズを把握するため、自主事業にてアンケートを行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	大規模改修に向け、改修工事の実施設計を行う。
今後見直しを検討する事項	施設の収支バランスを検証し、今後の施設のあり方を引き続き検討を行う。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果: 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設を改修して延命し、利活用を図りながら、施設のあり方検討を行う。	今後の大規模改修に向け、専門家の意見を参考にしながら、今後の施設のあり方を検討する。

年度アート



(6) スポーツ交流課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア・スポーツ振興（スポーツ振興）

年 度	月 度	日 付	事 業 名	決算書(①)
9	6	2	スポーツ振興費	392

管 理 者	教 育 部
課 名	ス ポ ー ツ 交 流 課

I : 事業概要

事業名	スポーツ振興												
事業目的	様々なスポーツ振興事業の展開やスポーツ大会を開催することで、スポーツ意識の高揚を促し、市民の健康づくりに繋げることを目的とする。												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・様々なスポーツ分野において、市民が「スポーツに親しむ」や「体を動かす」機会を提供する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設以外でも、市民にスポーツに親しむ場所を提供するため、学校体育施設の開放事業、市民プール代替事業（モンパブル利用の市民優待）などの事業実施 ・市民が参加できる各種スポーツ大会（愛知駅伝、ふれあい運動会、軽スポーツ大会、市民大会）の開催や協力支援 ・マラソン大会（諿売ハーフマラソン、いぬやまランニングフェスティバル）の開催 ・いぬやまスポーツコミッショナの運営 ・各種スポーツ関係団体への運営支援 ・スポーツの普及や振興のためのスポーツ振興基金の積立 ●主な決算内訳 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・学校体育施設管理業務委託料</td> <td>1,897,412円</td> </tr> <tr> <td>・各種市民体育大会委託料</td> <td>3,876,933円</td> </tr> <tr> <td>・いぬやまランニングフェスティバル事業費</td> <td>3,953,156円</td> </tr> <tr> <td>・諿売犬山ハーフマラソン負担金</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td>・いぬやまスポーツコミッショナ負担金</td> <td>671,000円</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ振興基金積立金</td> <td>4,874,399円</td> </tr> </table> 	・学校体育施設管理業務委託料	1,897,412円	・各種市民体育大会委託料	3,876,933円	・いぬやまランニングフェスティバル事業費	3,953,156円	・諿売犬山ハーフマラソン負担金	2,200,000円	・いぬやまスポーツコミッショナ負担金	671,000円	・スポーツ振興基金積立金	4,874,399円
・学校体育施設管理業務委託料	1,897,412円												
・各種市民体育大会委託料	3,876,933円												
・いぬやまランニングフェスティバル事業費	3,953,156円												
・諿売犬山ハーフマラソン負担金	2,200,000円												
・いぬやまスポーツコミッショナ負担金	671,000円												
・スポーツ振興基金積立金	4,874,399円												
事業の 概要・結果	スポーツ振興においては、年間を通して学校体育施設の市民開放事業を実施してスポーツの場を提供した。スポーツ大会においては、市民大会（20競技）、ふれあい運動会（5小学校）を開催し、愛知駅伝（54市町村が参加）には犬山市チームとして参加した。マラソン大会では、いぬやまランニングフェスティバル（申込者2,153人、完走者1,944人）を開催した。諿売犬山ハーフマラソン（申込者6,381人、完走者5,307人）を開催することができた。												

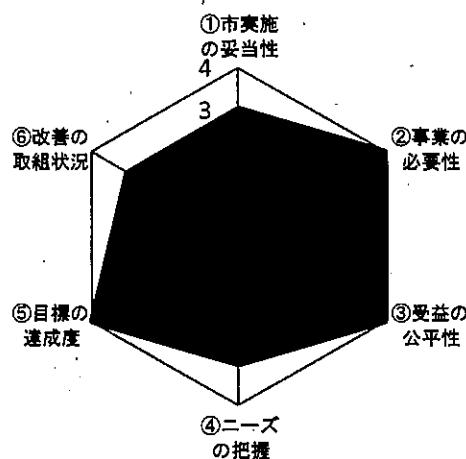
II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	見直し・点検進捗評価		見直し・点検進捗評価の割合	見直し・点検進捗評価		
		現状的 況	一時的 的		現状的 況	見直し・点 検進捗 評価	現状的 況
スポーツ振興	5,311	1,529	3,782	71%	3	4	3
スポーツ大会	5,450	685	4,765	87%	3	4	3
マラソン大会	6,364	6,364	0	0%	3	4	3
スポーツ振興基金積立	4,874	4,874	0	0%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,999	13,452	8,547	39%	3	3	3

総括チャート



III：年度別事業費の状況

事業種別	令和6年度	令和5年度	令和4年度
競技大会	18,423	21,999	21,430
市民大会	0	0	0
地方大会	0	0	0
その他	10,828	13,452	11,997
一般競技	7,595	8,547	9,433
一般競技の割合	41%	39%	44%

IV：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

評価の観点	得点	評価結果
①市実施の妥当性	3	他の地域では、民間主体のマラソンやスポーツ大会等が開催されている事例があるが、採算性の確保が課題である。
②事業の必要性	4	市民がスポーツを通して豊かな生活をする上では必要な施策であり、健康増進に高い効果がある。
③受益の公平性	4	多くの市民を対象とした事業である。
④ニーズの把握	3	いぬやまランニングフェスティバルでは参加者にアンケートを実施して参加者のニーズ把握をした。
⑤目標の達成度	4	マラソン事業は計画通りに実施した。 スポーツコミッショナリ事業については、プロスポーツ支援などの事業を積極的に展開した。
⑥改善の取組状況	3	スポーツイベントにおける簡素で利用しやすい申込方法の検討を進めている。老朽化した各体育施設の予防修繕や改修工事を計画的に進めた。

V：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	諒山大山ハーフマラソンについては、城下トンネルの開通に伴いコース検定を行い開催することができた。
令和7年度に見直しを実施している事項	スポーツコミッショナリ事業の拡大を図るためスポーツ大会の誘致を進め、新たにスポーツ大会を拡充する。
今後見直しを検討する事項	市が主催しているスポーツイベントについて、市内外での他の先進事例を研究・検証し、効率的な大会運営や先進的な取組みを進めていく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

□□	実現度・今後の方向性
地域経済の活性化につながるスポーツイベントを実施していく必要がある。	スポーツコミッショナリ事業や、犬山市スポーツ協会などのスポーツ関係団体と連携しながら、地域の活性化につながるスポーツ大会を開催しスポーツを通じたまちづくりを推進する。

(7) 歴史まちづくり課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 文化財保護（文化財維持管理）

年度			目標	実績(①)
年	月	日		
9	5	8	歴史まちづくり総務費	378

管轄局	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	文化財保護								
事業目的	文化財の適切な保護措置や活用を推進することで、地域住民や犬山市を訪れる観光客へ文化財の周知を行い、交流人口の増加を図る。 犬山市文化財保存活用地域計画に基づく犬山歴史文化ぶらっとフォームの取り組みにより団体活動の活性化を図る。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の運営や各地の事例研究により市内文化財の適切な保存・管理・活用を図る。 ・文化財関連イベントの開催等により文化財愛護精神の醸成を図る。 ・文化財の保存・活用に関する基本的な方針を示す文化財保存活用地域計画に基づき、文化財行政を計画的に推進する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の運営 ・市内の文化財の保存及び活用 国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地維持管理 磨墨塚史跡公園、羽黒城址西口広場等の維持管理 文化財看板の修繕 ・史跡整備市町村協議会への参加 ・文化財関連市民団体の支援 ●主な決算の内訳 <table> <tr> <td>・文化財保護審議会委員報酬</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>・羽黒城址木竹処理委託料</td> <td>440,000円</td> </tr> <tr> <td>・羽黒城址除草委託料</td> <td>396,000円</td> </tr> <tr> <td>・楽田城跡看板修繕料</td> <td>94,600円</td> </tr> </table> 	・文化財保護審議会委員報酬	57,600円	・羽黒城址木竹処理委託料	440,000円	・羽黒城址除草委託料	396,000円	・楽田城跡看板修繕料	94,600円
・文化財保護審議会委員報酬	57,600円								
・羽黒城址木竹処理委託料	440,000円								
・羽黒城址除草委託料	396,000円								
・楽田城跡看板修繕料	94,600円								
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を保護する取組を推進し、市民の更なる文化財への愛護精神を醸成することができた。 ・「犬山歴史文化ぶらっとフォーム」を開催し、市内の歴史文化関係団体間の関係構築・連携強化を図ることができた。 ・文化財を保護するための取組として、天然記念物ヒトツバタゴ自生地の適切な維持管理、市内の文化財を適切に維持管理するための清掃や樹木剪定等を実施した。 ・犬山歴史文化ぶらっとフォームで実施した看板デザインワークショップの成果をもとに、市内の文化財看板1基を更新した。 								

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	財政内訳		一括算定の割合	見直し・点検進捗評価		
		未達成額	一括算定		未達成度	定期評価	見直し評価
文化財保護一般事務	1,013	54	959	95%	3	3	3
文化財維持管理	2,956	1	2,955	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,969	55	3,914	99%	3	3	3

評価チャート

III：年度別事業費の状況

		(単位：千円)		
事業費		令和3年	令和4年	令和5年
事業費		3,838	3,969	4,372
助成金	国庫交付金	895	0	0
助成金	地方債	0	0	0
助成金	その他	254	55	75
助成金	一般財源	2,689	3,914	4,297
助成金	一般財源の割合	70%	99%	98%

IV：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

問題の発生	□ □	問題解決
①市実施の妥当性	4	文化財保護法第3条により規定。市内の文化財の適切な保存・管理は市が実施すべき事項である。
②事業の必要性	4	文化財保護法第4条で、国民は政府及び地方公共団体がこの法律の目的達成のため行う措置に誠実に協力しなければならないと規定されており、市民に協力をお願いし、文化財保存事業を推進する必要がある。
③受益の公平性	3	文化財の報告書等の書籍は希望者に販売している。
④ニーズの把握	4	市民総合大学開講時に文化財に対する意見を調査するためのアンケートを実施している。犬山歴史文化ぶらっとフォームの参加者から、活動内容等について聞き取りを行っている。
⑤目標の達成度	4	市内文化財の適切な保存・管理を行うための事業を計画どおり実施し、目標を概ね達成している。
⑥改善の取組状況	3	市内文化財の維持管理を適切に実施している。また、歴史文化関係団体との連携強化により、文化財の保存と普及啓発に繋がっている。

V：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年に実施した 実施した事項	文化財保護審議会で市内の貴重な文化財の掘り起こしと、指定による保護施策について審議し、方向性を定めた。
令和7年に実施した 実施している事項	貴重な文化財の市指定を進める。
今後見直しを検討する事項	市内各所にある文化財案内看板の更新を図るとともに、これまで紹介していない文化財の案内看板の設置を検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

□ □	対応策・今後の方向性
文化財の適切な保存・管理及び活用を図るために多額の費用がかかる。また、若い世代を中心に地域の文化財に対する認知度が高いとは言い難く、取組への理解が得づらい。	今後も継続して文化財の適切な保存・管理・活用を進めるためにも、外部から資金を得る手法や、利用可能な補助メニューの研究を引き続き検討する必要がある。

イ 犬山市史編さん（犬山市史編さん）

年月日			事業名	実績(%)
年	月	日	歴史まちづくり総務費	378
9	5	8	歴史まちづくり総務費	378

部課名	教育部
□名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	犬山市史編さん
事業目的	犬山市に関する資料の収集・保管を進めるとともに、それらを基に『犬山市史平成編』を編さんして、犬山市の歴史を後世に伝える。 収集資料や調査結果の公開を通して、犬山市民の歴史に対する関心を高め、郷土への愛着を育む。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市域に関する資料の調査・収集 ・『犬山市史平成編』の編さん ・収集した資料の整理及び活用策の検討 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・資料編原稿の校正、印刷製本 ・収集資料の整理 ・通史編構成内容の検討 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市史印刷製本及び配達業務委託料 6,556,000円 ・犬山市史編さん支援業務委託料 3,872,000円 ・犬山市史編さん委員報酬 2,793,600円 ・原稿執筆謝礼 2,220,305円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成時代の約30年間を中心に犬山市に関する資料をまとめた『犬山市史 資料編 平成』を発刊した。 ・通史編の執筆に向けて目次構成の検討を進めた。

II : 個別事業内訳

(単位:千円)

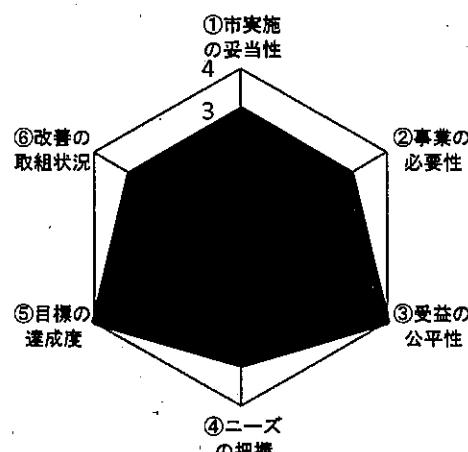
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	職員内訳		一職員の割合	見直し・点検進捗評価		
		既定内訳	一括内訳		既定割合上	既定割合実現度	既定割合
犬山市史編さん	16,112	8,956	7,156	44%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	16,112	8,956	7,156	44%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

事業種別	(単位：千円)		
	平成6年度	平成7年度	平成8年度
国庫交付金	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	5,857	8,956	8,261
一般財源	0	7,156	0
一括算定の割合	0%	44%	0%

評価チャート



IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

問題の発生	□ □	問題の解決
①市実施の妥当性	3	郷土の歴史や文化に関する資料を広く収集・調査・保存し、自治体史として刊行するため、市が実施する必要がある。
②事業の必要性	3	市民の日常生活に直結する事業ではないが、市史編さんにより市の歴史を記録した資料の散逸を防ぎ、市民の郷土への理解や愛着を深めることにつながる。
③受益の公平性	4	市史は一般の希望者に販売し、広く市民等が利用できるものである。
④ニーズの把握	3	近年市史を編さんしている自治体の事例について情報収集するとともに、委員会において関係団体の協力を得ながら事業の方向性を確認している。
⑤目標の達成度	4	平成時代の約30年間を中心に犬山市に関する資料をまとめた『犬山市史 資料編 平成』を発刊した。
⑥改善の取組状況	3	平成の犬山に関する写真について市民等に情報提供を継続して呼びかけている。

V：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	市民等に情報提供を呼びかけ、平成の犬山に関する写真を収集した。
令和7年度に見直しを実施している事項	市内外の資料を収集し、整理やリスト化を進める。 事業の進捗状況にあわせて市のホームページ等で情報発信をする。
今後見直しを実施する事項	市民に親しまれるような市史を作成するため、市民や関係団体の協力を得て通史編の編さんを進める。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

□ □	対応策・今後の方向性
平成年間を中心とする資料は幅広くあるため、収集する資料の保存・管理の方法や活用策等について検討が必要である。	収集資料はリスト化して整理し、適切に保存管理する。 市史編さんの事業内容について作業状況をしながらホームページや広報等で発信する。

ウ ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定（ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定）

年 月 日	年 月 日	年 月 日	題名	実施者(①)
9	5	9	歴史的資産保存・継承費	382

部品名	教育部
品名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業事業名	ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定
事業目的	令和3年度に公有化を行った天然記念物ヒトツバタゴ自生地の恒久的な保存や管理・活用を図るため保存活用計画を策定する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画を策定する。 令和3年度 天然記念物ヒトツバタゴ自生地公有化 令和4年度 既存資料調査、現地調査、計画策定(骨子作成) 令和5年度 現地調査、計画策定(課題抽出) 令和6年度 計画策定(公開活用手法の検討、計画書とりまとめ)、パブリックコメント実施 令和7年度 文化庁認定、計画書印刷(予定) ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物ヒトツバタゴ自生地の恒久的な保存・管理・活用を図るために保存活用計画を策定し、パブリックコメントを行い、市民の意見を聴取した。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会報酬 129,600円 ・天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定支援業務委託料 2,343,000円
事業の 結果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会による協議とパブリックコメント手続きを踏まえ、天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画の策定が完了した。 ・保存活用計画を策定したことにより、維持管理上必要な手続きの効率化が図られ、計画的な保存活用ができるようになった。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

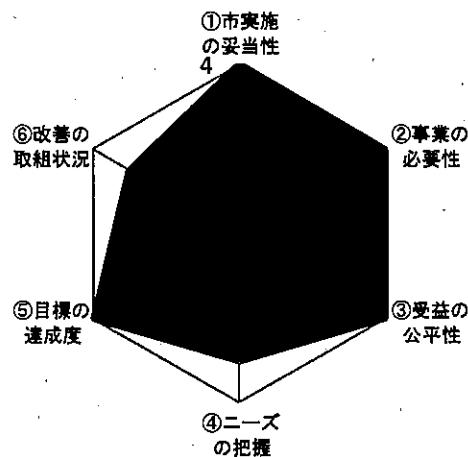
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実施者	費用実績		一括算入 の割合	見直し・点検進捗評価		
		希望実績	一括実績		見直し・点検進捗評価	現地状況上	現地状況 の改善化
ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定		2,535	1,240	1,295	51%	3	3
-		-	-	-	-	-	-
-		-	-	-	-	-	-
-		-	-	-	-	-	-
-		-	-	-	-	-	-
-		-	-	-	-	-	-
-		-	-	-	-	-	-
合計		2,535	1,240	1,295	51%	3	3

III : 年度別事業費の状況

事業種別	(単位:千円)		
	昭和30年	昭和31年	昭和32年
自然文化	2,988	2,535	773
市内保	1,450	1,240	0
地方費	0	0	0
その他	0	0	0
一般財	1,538	1,295	773
計の割合	51%	51%	100%

開拓チャート



IV : 事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の項目	評価	評価結果
①事業の必要性	4	ヒツバタゴ自生地は国の天然記念物であり、文化財保護法第3条に基づき、国民共有の財産として保存・管理・活用を行う必要がある。
②事業の公平性	4	国の宝として次世代へ正しく継承するため、計画を策定したうえで適切な保存・活用を図る必要がある。
③事業の公明性	4	ヒツバタゴ自生地は誰でも自由に見学することができるため、公平性は確保されている。市内外で広く知られ、価値の高い天然記念物の保存・活用は市全体の魅力向上に寄与するものである。
④ニーズの把握	3	例年、市民はもとより、遠方からも多数の見学者が訪れており、自生地の保存に対するニーズも高いものである。
⑤目標の達成度	4	予定どおり天然記念物ヒツバタゴ自生地保存活用計画を策定することができた。
⑥改善の実現状況	3	天然記念物ヒツバタゴ自生地保存活用計画を策定することで、ヒツバタゴ自生地が抱える課題の解決を図ることができる。

V : 業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	天然記念物ヒツバタゴ自生地保存活用計画策定に向け、自生地の活用の方向性・方法を検討した。また、計画書のとりまとめ作業を完了した。
令和7年度に見直しを実施している事項	市民向けのヒツバタゴ講習会や自然観察会を実施し、ヒツバタゴ自生地に関わる人材を育成する。
今後見直しを実行する事項	天然記念物ヒツバタゴ自生地保存活用計画に基づき、ヒツバタゴ自生地周辺の柵や看板等の更新を行う。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	今後の方向性
過去に設置した柵や看板など、老朽化した施設の更新や整理が必要である。	策定した天然記念物ヒツバタゴ自生地保存活用計画に基づき、施設の更新や整理を計画的に行う。

エ 文化史料館（文化史料館管理）

年次	年度	項目	実績額(万)
9	5	10	伝統文化施設費
			386

部門名	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	文化史料館
事業目的	犬山の歴史資料等の収集・保管・調査を推進するとともに、犬山城と城下町の歴史文化の紹介を行うガイダンス施設として、市民をはじめ観光客の文化財に対する理解を促進し、城下町の賑わいを創出する。また、からくり人形の展示や実演解説を通して国内外に日本のからくり文化の魅力を発信する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●文化史料館管理 ○事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び所蔵品の管理運営 ・所蔵品の展示公開等による犬山の歴史文化の紹介 ○主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び所蔵品の管理運営により快適で魅力あふれる展示環境を維持 ・常設展と企画展を開催し、犬山の歴史文化に関する情報を発信 ○主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 4,535,181円 ・委託料（施設管理、警備、清掃等委託料） 6,559,570円 ●文化史料館南館管理 ○事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び所蔵品の管理運営 ・からくり文化に関する資料の展示公開と情報発信 ・九代玉屋庄兵衛工房での人形の製作公開 ○主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山祭の山車からくりや関連資料の展示公開及び実演と解説の実施 ・施設の企画活用業務を民間へ委託することにより魅力的な活用を推進 ○主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬（からくり専門員報酬） 1,440,000円 ・委託料（企画活用業務委託料） 5,079,006円 ●営繕 <ul style="list-style-type: none"> ・改良工事請負費（デジタル機器更新工事請負他） 3,006,300円
事業の成果・結果	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者数は昨年度より増加し、SNS等を活用した情報発信を継続して行うことで、歴史文化の啓発を図ることができた。 ・南館の企画活用業務を引き続き民間委託し、入館者数増のために企画展での特別実演を行うなど、来館者へのサービス向上を図った。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	財政実績		一般財源 の割合	総点検進捗評価		
		固定費	一般費		財政性向上	伍上級 ○良好	総点検評価
文化史料館管理	11,564	7,955	3,609	31%	4	4	4
文化史料館南館管理	12,285	7,552	4,733	39%	4	4	3
文化史料館営繕	3,006	0	3,006	100%	3	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26,855	15,507	11,348	42%	3	4	3

総括チャート

III：年度別事業費の状況

	(単位：千円)	R5実績	R6実績	R7予算
事業費		23,283	26,855	27,557
□人件費		0	0	0
備品費		0	0	0
その他		14,480	15,507	20,385
一般財産		8,803	11,348	7,172
一般財産の割合		38%	42%	26%

IV：事業の評価（P.D.C.AサイクルのCheck）

評価の観点	評価	評価結果
①市実施の妥当性	3	文化史料館の運営には文化財の保存活用に関する知識と経験が求められるため、市による実施が妥当である。
②事業の必要性	3	犬山の文化を特徴づける「城と城下町」「からくり」の情報発信を図り、市内における文化財の保存・活用を推進し、犬山の歴史・文化を伝承するためには必要な事業である。
③受益の公平性	4	入館料を伴うものの、市民全般に開かれた施設であり、歴史文化の発信は市全体の魅力向上に繋がるものである。
④ニーズの把握	3	企画展やワークショップ時に行ったアンケートにより来館者のニーズの把握に努め、館運営に反映している。
⑤目標の達成度	4	年間を通じた企画展は、来館者の好評を得ている。 城下町の関係施設間で情報を共有することで、来館者へのスムーズな案内を行うことができた。
⑥改善の取組状況	3	毎年新しい企画展を開催し、情報発信を継続することでリピーターの満足度の向上を図った。

V：業務の総点検（P.D.C.AサイクルのC→A）

令和6年度に見直しも実施した事項	本館・南館企画展の開催中に来館者アンケートを実施し、来館者の満足度とニーズの把握を行った。 財源確保のために実施している南館ホーミングライツの契約が令和7年2月で満了に伴い、契約金額を増額し、継続する契約を締結した。
令和7年度に見直しも実施している事項	南館の企画活用業務について、実績報告に基づき検証を行い、令和7年度以降の協働に活かす。 館所有資料の整理やリスト化を進める。
今後見直しを検討する事項	入館者数と収入を増やすため、継続的な情報発信と企画展等の充実を図るとともに、効果的なPR方法について検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるP.D.C.Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

課題	対応策や今後の方向性
正規の専門職員が施設に配置されていないという現状に加えて、史料館職員一人一人の専門性の向上が課題である。	研修等への参加や企画展・文化財調査などの実地経験を積むことで、個人のスキルアップを図る。 また、職員間でのコミュニケーションを促進し、個々の得意分野を活かしながら組織としての結束力を高めることで、魅力ある展示・企画につなげる。

才 中本町まちづくり拠点施設（中本町まちづくり拠点施設営繕）

	日本	実績(①)	
9	5	10	伝統文化施設費 386

	教育部
□	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	中本町まちづくり拠点施設
事業目的	まちづくり活動の拠点としてコミュニティ団体及びまちづくり団体の活動を支援し、多世代交流を促進する。また、犬山祭の草山や関連資料を適切に保管・展示公開することにより、犬山城下町の伝統文化の魅力を内外へ発信する。更に、犬山城をはじめ城下町の他の文化財施設と連携し、相乗効果による地域の賑わいを創出する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ団体及びまちづくり団体の活動を支援 ・犬山祭に使用する草山や城下町に伝わる資料の展示公開 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・展示ホールでの草山4辆の展示と光と音の演出による祭り当日の雰囲気の再現 ・展示室での映像及び関連資料の公開による犬山城下町の魅力発信 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○中本町まちづくり拠点施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理委託料 3,414,389円 ・修繕料 785,576円 ○中本町まちづくり拠点施設営繕 <ul style="list-style-type: none"> ・2階改修工事設計委託料 748,000円 ・2階改修工事監理委託料 238,700円 ・2階改修工事請負費 3,118,500円 ・2階会議室消耗品費 655,503円 ・2階会議室備品購入費 778,360円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のまちづくり活動の拠点施設として活用し、多世代交流を促進し城下町の活性化に貢献した。 ・犬山祭の草山や関連資料を適切に保管・展示公開することにより、犬山城下町の伝統文化の魅力を国内外へ発信した。 ・2階に会議室を整備したことにより城下町地区の会議室スペースを確保することができたほか、まちづくり活動を支援する施設としての機能を強化した。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

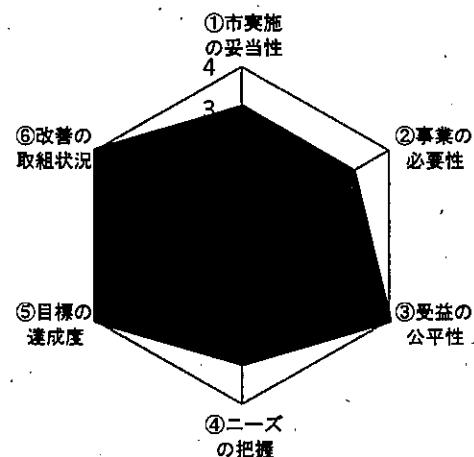
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	実績額	積算実績		一級財産 の割合	見直し・点検進捗評価		
		積算額	一級財産		積算額以上	積算額相当	見直しの 既実施化
中本町まちづくり拠点施設管理	8,382	4,649	3,733	45%	4	3	4
中本町まちづくり拠点施設営繕	5,539	0	5,539	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,921	4,649	9,272	67%	4	3	4

III：年度別事業費の状況

事業種別	(単位：千円)		
	令和3年	令和4年	令和5年
開館運営費	8,172	13,921	12,592
展示施設運営費	0	0	0
備品費	0	0	0
その他	4,269	4,649	4,396
一般財源	3,903	9,272	8,196
一般財源の割合	48%	67%	65%

開館チャート



IV：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

問題の発生	回答	問題解決
①市実施の妥当性	3	市民のまちづくり活動を推進するとともに、犬山祭の草山や関連資料を適切に保管・展示公開し、犬山城下町の伝統文化の魅力を発信するため市が実施する必要がある。
②事業の必要性	3	市民の日常生活に直結してはいないが、国指定重要無形民俗文化財の犬山祭の用具である草山の展示格納施設として、伝統文化の魅力を後世に伝えることは必要な事業である。
③収益の公平性	4	犬山祭の魅力を発信することにより、市民に恩恵を与えていると考えられる。また館内や広場を団体等の活動の場として広く提供することにより市民活動の支援を行っている。
④ニーズの把握	3	来館者からの意見や要望を施設受付で把握している。
⑤目標の達成度	4	施設内のスペースの使用許可により、まちづくり団体及びコミュニティ団体の活動を支援している。施設管理を地元の町内会に委託することにより、経費の削減に努めた。
⑥改善の取組状況	4	施設照明のLED化、2階会議室の改修など時代のニーズに合わせた改修を行った。

V：業務の見直し・点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	2階スペースを30人程度で集会が可能な会議室スペースに改修した。 施設の照明のLED化工事を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	立看板の修繕、排煙窓の改修工事など老朽化した施設の改修をする。
今後見直しを実施する予定	開館から20年以上経過しており施設設備が老朽化している。建物点検の結果に基づく計画的な營繕を検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

問題	対応策・今後の方向性
開館から20年以上が経過した建物と設備には修繕が必要な箇所が増加している。	月1回実施している点検チェックシートを活用した通常点検を強化し、メンテナンスなどが必要な箇所を早期に把握できるよう努める。

力 犬山城費特別会計（犬山城一般管理）

会計名	犬山城費特別会計
会計番号	442

部署名	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	犬山城一般管理										
事業目的	公益財団法人犬山城白帝文庫が所有し犬山市が管理する、国宝犬山城天守と史跡犬山城跡の適切な保存・管理を行う。										
事業内容	<p>●事業の全体計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場登録者の対応と国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の適切な保存・管理を行う。 <p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務の実施 ・城郭内修繕の実施 ・城郭内営繕工事の実施 ・城郭内樹木剪定・伐採 ・犬山城管理委員会の開催 ・犬山城白帝文庫補助金交付 ・入場登録券、入場者用パンフレットの印刷 <p>●主な決算の内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>・犬山城城郭内修繕料（登録道修繕、赤外線センサー取替等）</td> <td>5,138,430円</td> </tr> <tr> <td>・施設管理委託料（警備、監視、樹木伐採、運営業務、設備保守点検等）</td> <td>95,997,898円</td> </tr> <tr> <td>・入金機オンラインシステム運用委託料</td> <td>1,095,600円</td> </tr> <tr> <td>・工事請負費（犬山城郭内LED化改修、券売所改修）</td> <td>3,703,040円</td> </tr> <tr> <td>・補助金（犬山城白帝文庫）</td> <td>29,700,000円</td> </tr> </tbody> </table>	・犬山城城郭内修繕料（登録道修繕、赤外線センサー取替等）	5,138,430円	・施設管理委託料（警備、監視、樹木伐採、運営業務、設備保守点検等）	95,997,898円	・入金機オンラインシステム運用委託料	1,095,600円	・工事請負費（犬山城郭内LED化改修、券売所改修）	3,703,040円	・補助金（犬山城白帝文庫）	29,700,000円
・犬山城城郭内修繕料（登録道修繕、赤外線センサー取替等）	5,138,430円										
・施設管理委託料（警備、監視、樹木伐採、運営業務、設備保守点検等）	95,997,898円										
・入金機オンラインシステム運用委託料	1,095,600円										
・工事請負費（犬山城郭内LED化改修、券売所改修）	3,703,040円										
・補助金（犬山城白帝文庫）	29,700,000円										
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・券売所の改修工事を行い、マルチ決済端末付自動券売機を増設したことにより、多様なキャッシュレス決済に対応することができスムーズな発券業務と精算システムの正確性が向上した。 ・計画的に城郭内管理（樹木剪定・花木維持管理・草刈り）を実施した。 ・管理及び運営業務を適切に実施することで、犬山城の保存管理と来訪者の安全確保を両立することができた。 										

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総点検進捗評価は4段階)

会計名	会計番号	年度	財政状況		一括収支の割合	財政状況評価		
			予算額	実績額		現状推進度	現状着実度	現状適正化度
一般管理			275,365	2,155	273,210	99%	4	4
予備費			0	0	0	-	4	4
-			-	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-	-
合計			275,365	2,155	273,210	99%	4	4

総括チャート

III：年度別事業費の状況

事業種別	(単位：千円)		
	R5実績	R6実績	R7予算
国宝・史跡	244,395	275,365	248,704
歴史文化施設	0	0	0
施設運営	0	0	0
その他	981	2,155	1,000
小計	243,414	273,210	247,704
実績との合計	100%	99%	100%

IV：事業の評価（P D C AサイクルのCheck）

評価の項目	評価	評価結果
①市実施の妥当性	4	文化財保護法第32条の2の規定に基づき、市は国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の管理団体として保存・管理及び活用を図る必要がある。
②事業の必要性	4	文化財保護法第4条で、国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的達成のため行う措置に誠実に協力しなければならないと規定されており、市民に協力をお願いし、文化財保存事業を推進する必要がある。
③受益の公平性	4	犬山城の入場登録料は犬山城の管理や整備につながるものであり、犬山城の適切な保存・管理はまちづくりに直結し市民の経済活動に恩恵を与える事業である。
④ニーズの把握	3	インバウンド（訪日外国人）の増加に伴い入場登録者が大幅に増加したことから、犬山市の重要な観光事業としてのニーズを把握できている。
⑤目標の達成度	3	管理運営業務、設備保守点検等を行い、施設の運営及び管理を適切に行うことができた。き損・劣化した部分の修繕を着実に施工し、施設・設備を適切に維持することができた。
⑥改善の取組状況	3	入場者の大幅な増加に合わせ、スムーズで安全かつ快適な観覧ができるよう利便性の向上と施設の適正な管理に努めた。

V：業務の総点検（P D C AサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	来場者の利便性向上のため、多様なキャッシュレス決済に対応できるようマルチ決済端末付自動券売機を増設したことにより、スムーズな発券が可能となり、売上金精算業務の効率化が図られた。 花木維持管理・草刈りを年間契約として、計画的な城郭内管理を行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	犬山城防災対策検討委員会の助言に基づき、警備、初期消火体制の強化のため、城内スタッフを増員して天守内の人員配置を見直す。 入場登録料の改定及び電子チケット導入に向けた準備を進める。
今後見直しを検討する事項	安全でスムーズな観覧の実現と文化財の適切な保存・活用を実現するため、入場制限や予約システムの導入について検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

□	対応策・今後の方向性
犬山城天守防災設備の整備、監視システムの見直し等、更なる防災対策の強化が必要である。	犬山城防災対策計画を策定し、初期消火設備の設置、電気配線設備の更新、監視体制の強化など総合的視点で検討し、整備を行う。

キ 大山城費特別会計（大山城調査・整備）

会計名	会計番号
大山城費特別会計	444

会計名	教育部
会計名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

事業名	大山城調査・整備
事業目的	国宝大山城天守及び史跡大山城跡の適切な管理を実施し、管理団体として文化財を恒久的に保存する責務を果たす。また、残存する遺構等の調査を推進し、史跡の追加指定を目指すと共に恒久的な保存活用に向けた史跡整備を実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○史跡大山城跡の調査・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備基本計画策定 令和4~6年度 ・石垣調査 平成30~令和8年度 ・大手門枡形跡整備 令和2~10年度 ・城山整備 令和2年度~ ○国宝大山城天守の保存修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・天守防災設備改修 令和2~10年度 ○天守・史跡に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産登録に向けた調査等 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備基本計画（案）作成 ・石垣調査（カルテ作成・年代調査） ・大山城防災対策計画（案）検討 ・七曲・弓矢櫓跡南側石垣応急修理工事 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡大山城跡整備基本計画策定委託料 5,170,000円 ・石垣調査委託料 14,707,000円 ・石垣年代調査委託料 395,701円 ・石垣修理工事請負費 2,281,400円
事業の 成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・大山城調査整備委員会、大山城管理委員会及び文化庁と協議を重ねながら、史跡大山城跡整備基本計画（案）の作成を完了した。 ・大手門枡形跡の一部である犬山市福祉社会館跡地について、遺構の表現方法、便益施設の設置などの整備の方針が固まり、基本設計に入る準備ができた。 ・大山城防災対策計画の策定に向けて、天守の防災設備の仕様について検討を行ったほか、初期消火、避難誘導体制の見直しを行い、令和7年度からの人員体制の強化に活かすことができた。 ・大山城みらいサポーターの活動を通じて、大山城に対する子どもたちの関心を高めることができた。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総点検進歩評価は4段階)

事業名	実績額	職業実績		一貫性の割合	職業実績の評価		
		未達成	達成		未達成	達成	未達成
調査・整備	28,520	9,378	19,142	67%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	28,520	9,378	19,142	67%	4	3	3

評議チャート

III：年度別事業費の状況

事業種別	(単位：千円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	令和6年度			
一般財政	26,522	28,520	55,634	
財政内債	7,811	9,378	12,642	
繰入金	0	0	0	
その他	0	0	36,061	
一般財政	18,711	19,142	6,931	
一般財政の割合	71%	67%	12%	

IV：事業の評価（PDCAサイクルのCheck）

評議の項目	□ □	評議結果
①市実施の妥当性	4	文化財保護法第32条の2第1号の規定に基づき、市が犬山城の管理団体に指定されている。 ＜官報告示＞国宝天守：昭和40年7月1日 史跡：平成30年7月30日
②事業の必要性	4	文化財保護法第4条で、国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的達成のため行う措置に誠実に協力しなければならないと規定されており、犬山城の管理団体として、恒久的な保存活用についての義務と責任を担う。
③受益の公平性	4	犬山城は国民の財産として文化財指定を受けており、恒久的な保存活用に向けた事業の実施は、文化の振興と観光客の誘致につながり、まち全体の魅力向上につながることで市民全体のメリットになる。
④ニーズの把握	4	犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）史跡整備市民説明会を開催し、整備の方向性に対して市民から意見を聴取した。
⑤目標の達成度	3	史跡犬山城跡整備基本計画（案）を作成することができた。 防災対策計画策定については、委員会で慎重に検討するため、令和7年度に継続することとなった。
⑥事業の現状	3	犬山城調査整備委員会の現地指導の結果を踏まえて、より見やすく、理解しやすくなるよう石垣カルテの仕様を見直すなど、調査方法、成果の取りまとめ方法について随時見直しを行っている。

V：業務の総点検（PDCAサイクルのC→A）

令和6年度に見直しを実施した事項	文化庁との協議結果を踏まえて、天守防災設備改修のスケジュールの見直しを行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災について、ソフト面とハード面の双方から検証し、犬山城の特性に合わせた防災設備の改修、防災体制の強化を進めるため、現状の防災対策を見直し、犬山城防災対策計画を策定する。
今後見直しを検討する事項	史跡犬山城整備基本計画に基づき、現在は非公開としている杉の丸の公開に向けた整備を行うほか、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、解説板等案内施設のデザイン統一化など、誰でも犬山城に訪れやすいよう見直す。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性（令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項）

□ □	対応策・今後の方向性
犬山城大手門枡形跡（福祉会館跡地）の整備にあたり、城下町周辺の施設との連携、将来的な世界遺産登録を見据えた具体的な整備方法について検討する必要がある。	犬山城大手門枡形跡の整備にあたり、土壘・堀の高さや深さ、表面の仕上げなど、具体的な造構表現の方法について検討し、整備基本設計を行う。 便益施設については、必要な機能、周囲の景観に調和するデザインについて検討し、整備基本設計に盛り込む。

V 有識者からの意見

○名城大学教授 笠井 尚

学校に対していくつもの教育研究が委託されています。研究課題が学校の過剰な負担とならないよう留意しながら、成果を上げたい内容ばかりであると感じられました。読解力を育成する授業改善は、子どもたちの基礎学力の重要な部分をつくります。読書活動の振興などとも絡めて、引き続き成果の向上に向けて取り組んでください。理科・社会科副教本のデジタル化は、授業の効果を大きく高めるものと考えられます。同時に必要に応じて内容の改訂を行って、デジタルにしかできない改善が図られるよさそうです。

私立高校生の授業料補助が行われたことで、機会均等の確保が前進しました。保護者の経済的な不安が広がるなか、一定の効果が認められる施策であると思われます。

小学校、中学校の給食に不断の努力が続けられていることがわかりました。自校方式の維持、施設設備の老朽化への対処、給食費無料化の対象拡大など、どの施策をとっても市の前向きな姿勢を感じられます。食材費等の高騰による給食費の値上げもやむを得ない範囲であるようです。子どもたちの生活の一部として、大切な体験を用意できるこの施策の維持・発展を期待しています。

施設整備は、建物の老朽化等の影響から多くの経費が必要で、しかし市民から効果の見えにくい仕事であると思われます。とくに電気設備、給排水設備などは利用者からは日常的には意識されにくく、通常通りに使えることが前提のものであるため、万全の整備が期待されます。引き続き、更新の努力を続けながら、学びの環境づくりを進めてください。夏季の温度上昇への対応などは喫緊の課題になっているようです。子どもたちの健康管理など、ソフト面との協働も行いながら、子どもの安全を守り学習効果を高めてください。

教育振興にかかる指導書や副読本の購入費は、児童生徒指導のために不可欠な支出であると考えられます。学校によって使用頻度の違いがあるものも存在するようですが、すべての学校で利用度を高めるほうがよいのではないか、頻度が低いからと言って不要ではなく不可欠なのではないかなどの側面についても吟味を進めるのがよさそうです。

犬山南小学校の整備は概ね完了に近づくので、ここでの成果と課題を整理分析して、学校施設の次期整備に向けて活かせるようにしていただけるとよさそうです。城東中学校の整備は、これまでの成果を活かしながら、引き続き進めてください。

文化会館について、有効な利活用の成果が上がっているようです。民間の力に任せる可能性もありますが、市としてのイニシアティブは重要です。成果を継続し、施設更新の機会も活かして市民の文化活動の盛り上がりが期待されます。

スポーツ振興では、イベント開催など一定の成果が見られました。今後の課題として示されている地域の活性化につながるイベントの開催には、担い手としての市民意識の向上も俟たれます。もちろんイベントの開催によって市民が元気づくこともあるので、息の長い取り組みとなるような条件整備を進めてください。

文化財の保護・管理、適切な活用は、歴史文化資源の豊富な犬山市にとって大切な課題です。市史平成資料編も発刊されました。通史編も充実したものとなるよう取り組んでください。文化史料館や中本町まちづくり拠点、犬山城の整備、運営も来館者の意見やニーズを把握しながら進められていることがわかりました。自然資源であるヒトツバタゴの保存と管理も年次計画に沿って進められているようです。専門的な資料は、一般にはなかなか親しみにくい要素もあるかと思われます。これらの資源の価値を市民で共有できるような方法の開発、実施に向けて工夫をお願いします。

○元江南市立古知野南小学校校長 野村 秀夫

1 学校教育課主要事業から

犬山市の人口減に伴う税収減が危惧される昨今ですが、教育研究委託料約673万円は、前年と同額が確保されています。今後、税収減が徐々に進行しても、教育の根幹に関わる予算は、適切に確保されるようご尽力いただきたい。

理科・社会科の副教本がデジタル整備されて、使い勝手が向上したのではないかと思います。学ぶ効率のよさ、理解のし易さなどメリットが多いと思われますが、デジタル教本と、それ以外のものを効果的に組み合わせて、教育効果をあげるように取り組んでもらいたいと思います。

給食費の無償化が小学2年生まで拡大しました。今後も少子化対策、子育て世帯への経済的負担減となる施策として、拡充していくとよいと思います。昨今の物価高で食材費も値上がってきます。給食費1食あたり20円の値上げ分を市費で負担することにしたことは英断と評価したい。近隣市町の動向を注視し、遅れをとらないような予算化に努めていただきたい。

小中学校の校舎等は老朽化で修繕の必要箇所が増えていると予想されます。緊急性のあるものから修繕が適切にされていると思います。今後も修繕が後手に回らないようにお願いしたい。城東中学校の整備に、「将来的な施設利用」も視野に入れて検討がなされ、保護者以外に地域住民の意見を盛り込もうとした試みは大いに評価できます。

2 文化推進課主要事業から

「舞台貸し事業」「練習室2個別貸出」は、有効活用が進んできたように評価できます。さらに一步進めて「ロビーの貸出」の可能性を検討し、さらなる利用率向上を目指してもらいたい。

3 スポーツ交流課主要事業から

スポーツ振興費の主なものは、前年比で増額予算となっています。全世代のスポーツ振興を行うことで体力向上、健康増進などの効果が期待できます。また、市民プール代替事業として、モンパプール活用を実施されたことは高く評価したい。

4 歴史まちづくり課主要事業から

文化財保護の施策は、軸足が「保護」にありながらも、一方では文化財の周知、さらには活用という視点が重要であると思います。文化財は市民の財産のみならず、市外から訪れる人々にとっては、犬山市の文化財にふれ、犬山の魅力を肌で感じるものです。その意味からも文化財の看板等の設置は、重要なことだと思います。文化財看板一基が更新されたことは、評価できる取り組みだったと思います。

市史平成編が発刊されたことは喜ばしいことです。収集資料が「適切に保存管理」されることはあるが、活用される方策が必要です。ヒツバタゴ自生地保存活用に向けての5カ年計画が着実に進行してきたと思います。今後は犬山市民に自生地を知ってもらい、自生地保護の機運醸成が課題ではないかと思われます。中本町まちづくり拠点施設として会議室が整備されました。地域住民のニーズに基づく整備と評価できます。

犬山城発券所の券売機増設に伴って、キャッシュレスにも対応できたことは大きな前進と評価できます。ゴールデンウィークには、犬山城に入るため2時間待ちの長蛇ができ、予約システムの検討は、待ったなしの状況だと思います。早急にシステムが導入されることを期待します。

VI おわりに

犬山市教育委員会は、「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を基本理念とし、学校、家庭及び地域の連携及び協働により、特色ある教育及び保育、生涯学習並びにスポーツ活動を推進するとともに、犬山の豊富な地域資源及び伝統文化を活かし、後世に継承していくことで、犬山らしい学びのまちづくりを目指しています。

より効果的な教育施策の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会が自らの事業を点検・評価し、その結果を取りまとめたものがこの報告書です。

今年度の評価対象は、教育委員会4課において令和6年度に実施した事業のうちの19事業です。

点検・評価の結果、各事業について概ね目標を達成し成果を上げることができましたが、達成に至らなかった事業、課題のある事業については、引き続き改善や見直しに取り組んでいきます。

この報告書が、犬山の教育の基本理念である「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」の推進に役立つことになれば幸いです。

令和7年12月

犬山市教育委員会

犬山市教育委員会第34号議案

令和8年度全国学力・学習状況調査への対応について

令和8年4月に実施される令和8年度全国学力・学習状況調査について、参加するものとする。

令和7年12月23日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからである。

令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和7年12月5日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和8年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスクリプト表示問題などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。英語は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。ただし、3. (2) の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答についてはCBTで実施する。

(ウ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用するICT端末等を用いてCBTで実施する。ただし、3. (2) の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 調査時間及び調査実施日

ア 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

(ア) 小学校調査

- ① 国語及び算数に係る調査時間は、それぞれ45分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 児童質問調査の調査実施日は、令和8年4月24日金曜日から同年5月8日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 中学校調査

- ① 国語及び数学に係る調査時間は、それぞれ50分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 英語（「話すこと」を除く。）及び生徒質問調査に係る調査時間は、英語「聞くこと」（20分程度）及び生徒質問調査で合わせて50分程度、英語「読むこと」及び「書くこと」で合わせて50分程度とする。調査実施日は、令和8年4月20日月曜日から同月23日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態によりその間に実施できなかつた学校は、同月24日金曜日（以下「予備日」という。）に実施する。学校の判断により、当該調査実施日又は予備日に英語（「話すこと」を除く。）のみを実施し、生徒質問調査を（2）イの後日実施期間に実施することも可能とする。
- ③ 英語「話すこと」に係る調査時間は、20分程度とする。調査実施日は、文部科学省が指定する中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）については、令和8年4月24日金曜日又は同月27日月曜日のうち文部科学省が指定する日とする。当日実施校以外の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、同月28日火曜日から同年5月29日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 学校質問調査

令和8年4月1日水曜日から同月17日金曜日までの間で各学校が希望する日とする。

(2) 児童生徒に対する調査に係る後日実施

ア （1）アのそれぞれの調査実施日や当日実施期間（予備日を含む。）に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により実施できなかつた児童生徒については、各教育委員会及び学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することができる。

イ 後日実施期間は、国語、算数・数学については、令和8年4月24日金曜日から同月30日木曜日まで、英語（「話すこと」を除く。）については、同月27日月曜日から同年5月1日金曜日まで、児童質問調査については、（1）ア（ア）②の調査実施日の翌日から同年5月8日金曜日まで、生徒質問調査については、同年4月27日月曜日から同年5月8日金曜日まで（5月4日月曜日から同月8日金曜日は英語

(「話すこと」を除く。)とは別日に実施する場合のみ)とする。

(3) 児童生徒に対する調査に係る実施場所

- ア 国語及び算数・数学については、学校での実施を原則とする。
- イ 英語(「話すこと」を除く。)及び児童生徒質問調査については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日を含む。)にあっては、学校での実施とし、(2)イの後日実施期間にあっては、学校外での実施も可能とする。
- ウ 英語「話すこと」については、当日実施校にあっては、学校での実施とし、期間内実施校にあっては、学校外での実施も可能とする。

(4) 集計の対象及び解答内容・回答内容の取扱い

- 文部科学省が調査結果を示すにあたっては、以下の取扱いとする。
- ア 教科に関する調査のうち、国語、算数・数学及び英語(「話すこと」を除く。)については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日も含む。)に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別の集計の対象とする。
- イ 英語「話すこと」については、当日実施校の結果を全国値の集計の対象とし、都道府県等別の集計は行わない。
- ウ 国語、算数・数学及び英語(「話すこと」を除く。)で(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日も含む。)及び(2)イの後日実施期間に実施された調査の結果、並びに英語「話すこと」の当日実施校及び期間内実施校の結果については、いずれも採点及び調査結果の提供の対象とする。
- エ 児童生徒質問調査については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日を含む。)及び(2)イの後日実施期間に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別集計の対象とする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、(1)アのそれぞれの調査実施日又は予備日の夕刻を目途として、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(英語の非公開問題に関するものを除く)。

(6) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統(調査の実施系統図は別紙3)

- ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。
- イ 調査の参加主体は学校の設置管理者(都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等)(以下単に「設置管理者」という。)とする。
- ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなど

により調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市区町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和8年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に関する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へつなげることができるよう、以下のとおり、調査結果を示して公表するとともに、各教育委員会及び学校等に対して、調査結果等を提供する。調査結果の示し方に関しては、CBTやIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方となるようにする。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

- (ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等
(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 生徒

- (ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
(エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合
ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果
(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、
IRTスコア等との相関関係の分析
エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を文部科学省ホームページに公表する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙4）。

- ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記7. (1) ア (ア) 及び (ウ)
から (エ) 、イ (ア) 及び (ウ) から (エ) 、並びにウで示した結果。
(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）
(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学
校全体の状況）
(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委
員会が設置管理する学校全体の状況）
(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、
「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分におけ
る市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
イ 上記7. (2) ア (イ) から (エ) までの区分についての、以下の（ア）から
(エ) までの分析資料。なお、本資料は、各都道府県・指定都市を単位とする各教
科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公
表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示し、各都道府県・指定都市ごとの状況を
多面的に解釈することを目的としている。
(ア) 分布や習熟度に目配りした統計表やグラフ
(イ) 学力や質問調査結果の状況を示す散布図
(ウ) 教科の傾向や児童生徒質問の領域別の特徴を把握するための結果チャート
(エ) 都道府県・指定都市別結果等を文章で説明するノート
ウ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合

に、個人、学校及び設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

エ その他調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校等に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市区町村教育委員会

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果等の公表及び提供時期

ア 文部科学省は、児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却時期を設定とともに、学校への返却内容を同時期に教育委員会にも提供する。

イ 国による結果公表は、複数回に分けて実施し、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保できるスケジュールで都道府県・指定都市別データを公表する。

（5）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等において、調査結果の分析やこれを活用して教育及び

教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校において、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会において、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援や、優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法の周知を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省において、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省において、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用すること。
 - (イ) 各教育委員会及び学校等が、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、その提供を受けることを希望する関係機関、その貸与を受けることを希望し、またはその貸与を通じて分析に係る研究を委託する研究機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されたことが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供又は貸与すること。
 - (ウ) 各教育委員会及び学校等が、主体的にそれぞれの状況に応じた調査結果の分析・活用に取り組むことができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、分析を行えるツール等の活用や、他の調査結果と連携させた分析等に取り組むこと。
 - (エ) 各学校において、個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、例えば、児童が進学する学校に保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じたうえで、小学校調査の結果を送付するなど、調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むこと。

(6) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切な

ものとなるよう判断すること。

- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 英語の調査問題の取扱い

英語の調査が複数の調査日に分散して実施されることや、英語の調査問題には、
4. (1) ア(オ) 及び 5. (5) のとおり非公開問題が含まれている。将来にわたって学力の推移を正確に把握していくために非公開問題の一部が翌年度以降の調査において使用されることを踏まえ、各教育委員会及び学校等においては、調査終了後に問題の内容が拡散されることのないよう留意し、調査マニュアルを遵守すること。

(3) 個人情報の保護等

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、各設置管理者及び各学校等から児童生徒の識別番号の情報を取得して調査結果等と照合する等によって、個々の児童生徒を識別することは行わないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等は、調査の実施や調査結果の活用等に当たって、児童生徒の個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法等に基づき、適切に取り扱うこと。特に、調査結果の活用に際しては、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データについて、「教育データの利活用に係る留意事項」(文部科学省)も踏まえ、適切に取り扱うこと。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、各教育委員会及び学校等の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として

取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数：それぞれ 1 単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学：それぞれ 1 単位時間相当

英語：2 単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うこと
を可能とする。

令和8年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

○実施予定日

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月23日（木）（調査実施日）

教科に関する調査（中学校英語）

「聞くこと」「読むこと」「書くこと」

【当日実施期間】4月20日（月）～23日（木）

【予備日】4月24日（金）

「話すこと」

【当日実施期間】4月24日（金）、27日（月）

【期間内実施】4月28日（火）～5月29日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

【当日実施期間】4月24日（金）～5月8日（金）（児童質問調査）

4月20日（月）～23日（木）（生徒質問調査）

【予備日】4月24日（金）（生徒質問調査）

○後日実施期間

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月24日（金）～30日（木）

教科に関する調査（中学校英語）

「読むこと」「書くこと」「聞くこと」

4月27日（月）～5月1日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

調査実施日翌日～5月8日（金）（児童質問調査）（学校外での実施も可能）

4月27日（月）～5月8日（金）（生徒質問調査）（学校外での実施も可能）

1. 小学校

A. 当日実施をする学校

○調査実施日（4月23日）

1時限目	2時限目
国語 (45分)	算数 (45分)

○児童質問調査の実施日（4月24日～5月8日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の時間
児童質問調査 (20分程度)

B. 後日実施をする学校

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった児童については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

Aの当日実施の日程で一部又は全ての調査（国語、算数、児童質問調査）を実施できなかった学校・児童は、実施できなかった調査のうち、国語と算数を4月24日～4月30日に行うことができ

る。児童質問調査については、事前に学校ごとに調整された調査実施日の翌日から5月8日に行うことができ、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

(国語、算数)

日程	A (4月23日)	B (4月24日～4月30日)
問題セット	紙冊子(1種類)	
実施場所	原則として学校で実施	

(児童質問調査)

日程	A (4月24日～5月8日)	B (調査実施日翌日～5月8日)
実施場所	原則として学校で実施	学校外(自宅等)での実施も可

2. 中学校(英語「話すこと」以外)

A. 4月20日～22日、24日に英語、生徒質問調査を実施する学校

- 英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査の実施日
(4月20日～22日のうち事前に学校ごとに調整された1日の午前又は午後)

午前の2時間目	
英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

※中学校英語「聞くこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用いただくか、学校で保有するイヤホンや生徒個人が普段授業等で利用している使い慣れたイヤホンを使用いただくことも可能。前述の時間割モデルは、ヘッドセット・イヤホンを調査対象生徒全員分保有している場合の例であり、ヘッドセット・イヤホンの保有数に応じて、2グループ以上に分ける等して実施すること。

※ネットワーク環境等の理由により、学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、学級ごとに分散して実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

○調査実施日(4月23日)

1時間目	2時間目
国語 (50分)	数学 (50分)

B. 4月23日(調査実施日)に全ての調査を実施する学校

○調査実施日(4月23日)

1時間目	2時間目	3時間目	4時間目
国語 (50分)	数学 (50分)	英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

又は

1時限目	2時限目	...	3時限目	4時限目	5時限目	6時限目
・国語 (50分)	数学 (50分)	...	英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)		

※ネットワーク環境等の不安がある、「聞くこと」の調査にかかるヘッドセット・イヤホンの交換等のための所要時間に不安があるなどの理由で、学年全体で上記の時間割で実施することが難しい場合は、極力Aの日程のうち、4月20日～22日で調査を実施すること。

C. 4月24日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日（予備日も含む）に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、英語、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかった調査のうち、国語と数学を4月24日以降に、CBTで行う英語と生徒質問調査を4月27日以降に行なうことができる。このうち、英語と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

（国語、数学）

日程	A・B（4月23日）	C（4月24日～4月30日）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査）

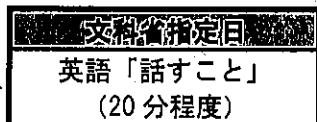
日程	A（4月20～22日、24日） B（4月23日）	C ・英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」（4月27日～5月1日） ・生徒質問調査（4月27日～5月8日）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

3. 中学校（英語「話すこと」）

○当日実施校（4月24日、27日）

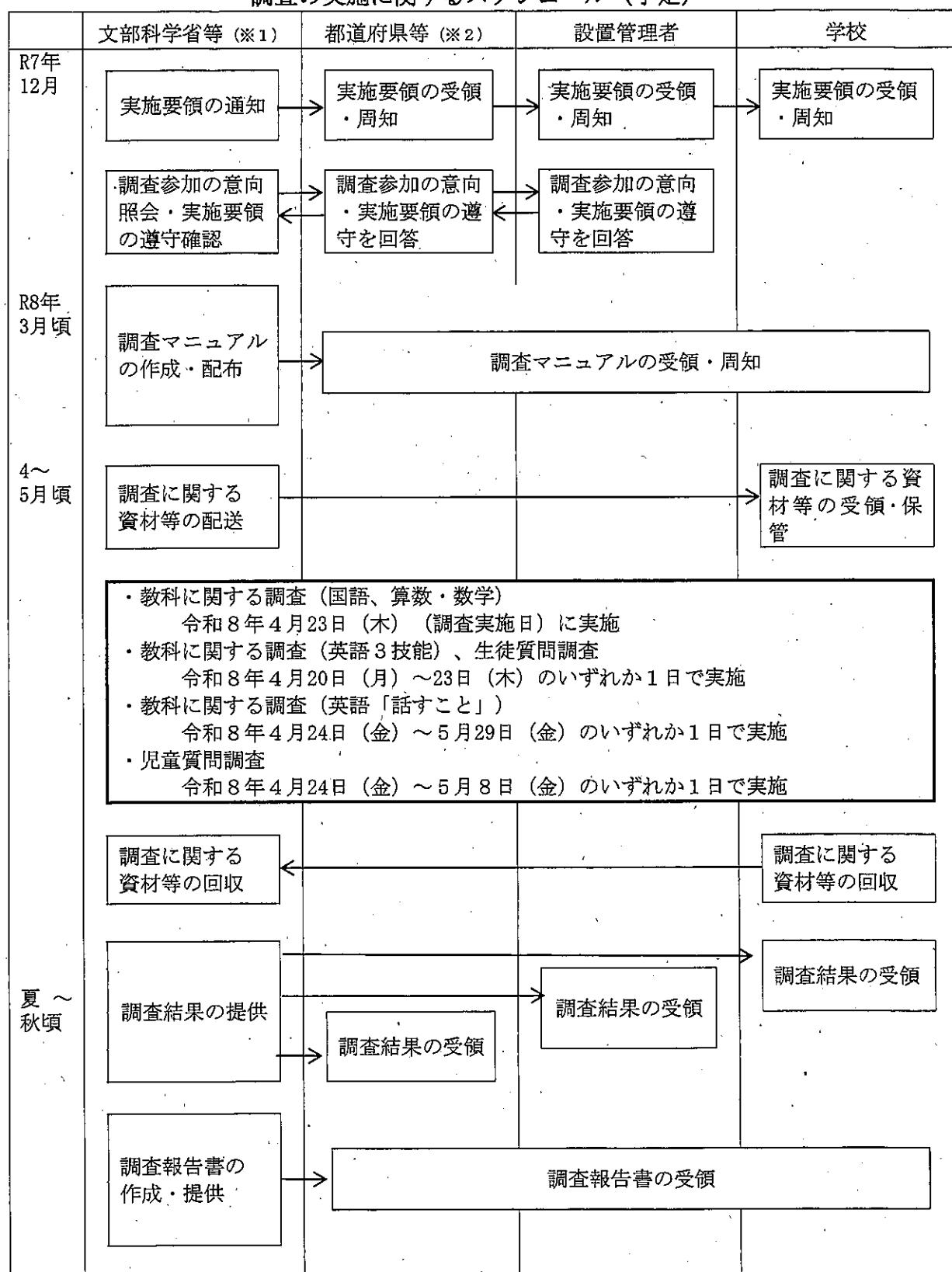
教科・文部省指定目
英語「話すこと」 (20分程度)

○期間内実施校（4月28日～5月29日）



- ※1 中学校英語（CBT）「聞くこと」は問題プログラムの冒頭で音声の確認を行い、「話すこと」は問題プログラムの冒頭で音声と録音の確認を行う。
- ※2 中学校英語「話すこと」の「当日実施校」（24日、27日実施）は、文部科学省において500校程度を選定する。それ以外の「期間内実施校」について、実施希望日調査を行い、期間内で日程分散して実施する。
- ※3 中学校英語「話すこと」調査では、音声データをアップロードする形で調査を実施する。
- ※4 中学校英語「話すこと」については、解答が終わり次第、手動で次のページに進む方式とする。
- ※5 中学校英語「話すこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用して実施するとともに、近くの生徒の解答が聞こえたり、端末に他の生徒の解答が録音されたりしないよう、出来る限り分散して着席させる。
- ※6 期間内実施においては、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

調査の実施に関するスケジュール（予定）



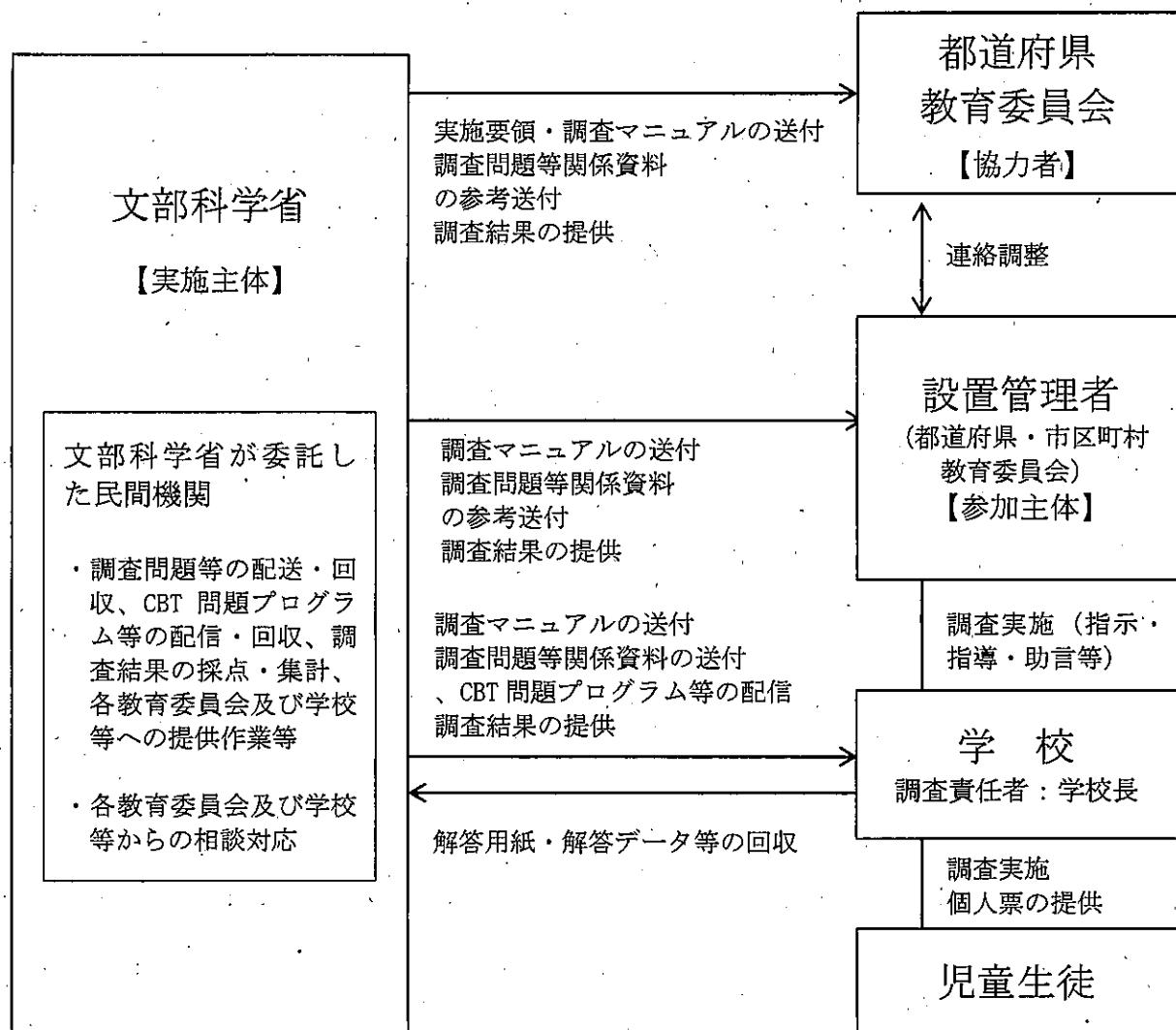
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

調査の実施系統図

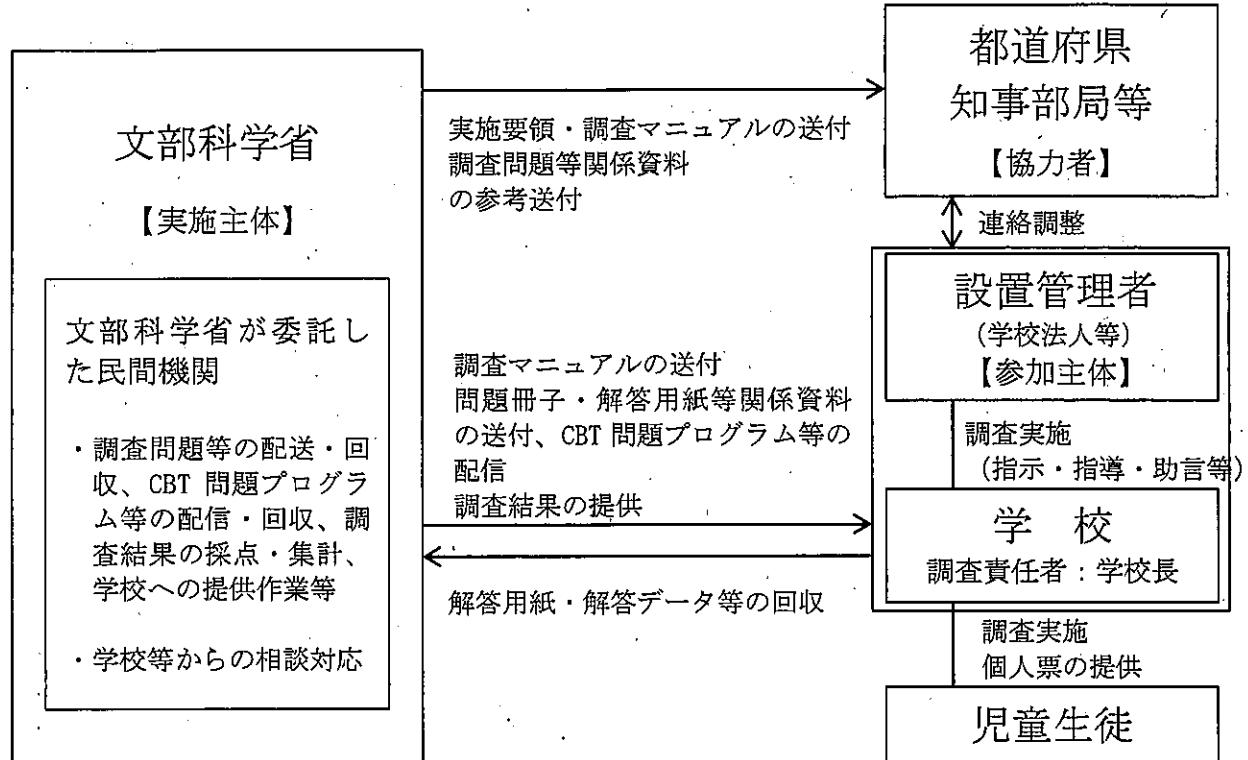
【①都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



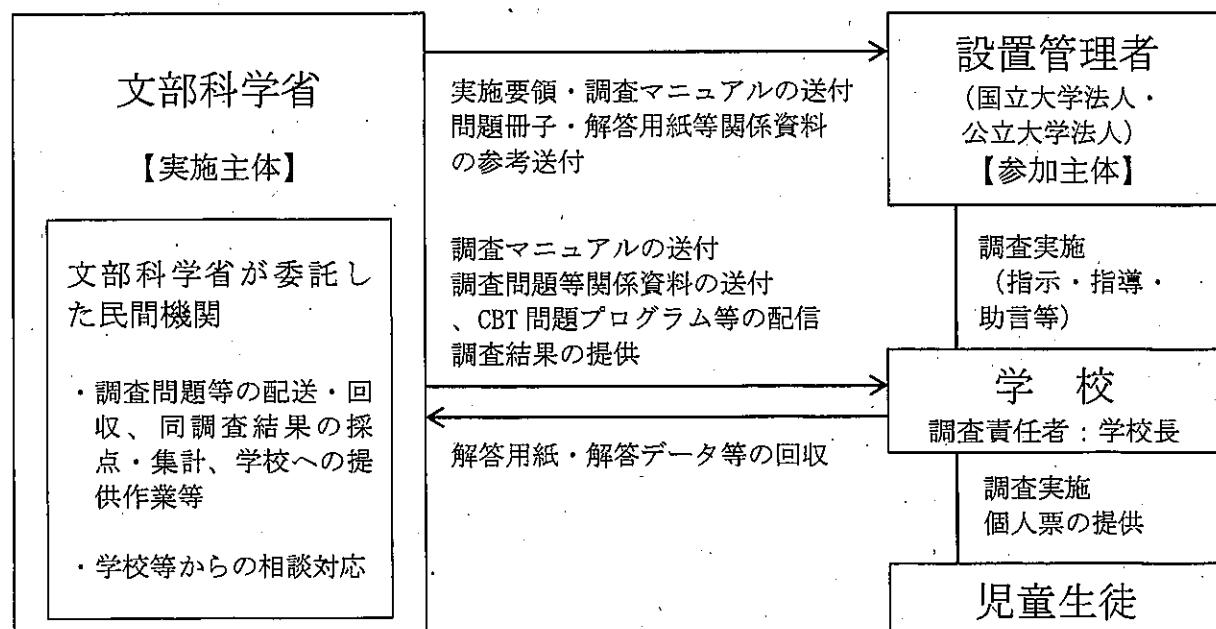
【②私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



【③国立大学附属学校、公立大学附属学校】

国立大学附属学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
調査結果の内容	7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと (市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
	7.(1)ア(ア)及びイ(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、IRTスコア、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○
	7.(1)ア(イ)及びイ(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会 ○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。) ○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会 ○	-	-	-	-
		④市区町村教育委員会 ○	-	-	-	-
		⑤学校 ○	-	-	-	-
		⑥児童生徒 ○	○	○	○	○
	7.(1)ア(ウ)及び(エ)並びにイ(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-
	7.(1)ウ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況	○	○	○	○	-
	7.(1)ウ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。